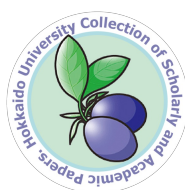




# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | フランスにおける教育の自由法理の形成(一) : フランス革命期における教育の自由                                          |
| Author(s)        | 中村, 睦男                                                                            |
| Description      | 論説                                                                                |
| Citation         | 北大法学論集, 23(2), 37-142                                                             |
| Issue Date       | 1972-10                                                                           |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/27924">https://hdl.handle.net/2115/27924</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 23(2)_P37-142.pdf                                                                 |



論  
説

フランスにおける教育の自由法理の形成  
(一)

—— フランス革命期における教育の自由 ——

中  
村  
睦  
男

目  
次

はじめに

序章 フランス公法学説による教育の自由の把握

第一節 第三共和政下の学説

第二節 第二次大戦後の学説

第一章 フランス革命期における教育の自由

第一節 憲法制定議会および立法議会における教育の自由(一七八九年七月—一七九二年九月)

一、一七八九年の人権宣言および一七九一年憲法

二、公教育に関する諸計画案

第二節 ジロンド期およびモンターニュ期における教育の自由(一七九二年九月—一七九四年七月)

- 一、ジロンド憲法草案およびモンターニュ憲法
- 二、公教育に関する諸計画案および法令
- 三、ブキエ法（共和二年霜月二十九日のデクレ）の制定および適用
- 第三節 テルミドル国民公会期および総裁政府期における教育の自由（一七九四年七月—一七九九年一月）
  - 一、ラカナル法（共和三年霧月二十七日のデクレ）の制定および適用
  - 二、共和三年憲法の制定
  - 三、ドヌウ法（共和四年霧月三日のデクレ）の制定および適用
- 第四節 第一章のまとめ

## はじめに

(一) 基本的人権の一つとしての教育の自由については、わが国の学界においても近年教科書検定に関するいわゆる家永訴訟を契機として活発な論議の対象となってきた。伝統的な憲法学説においては、わが国憲法が教育の自由の明文の規定を有していないところから、教育の自由が問題とされていなかったものが、近年の新しい学説は教育の自由を基本的人権の一つとして承認しようとするのである。<sup>(1)</sup> 教育の自由の法理は、西欧型近代諸憲法において歴史的に形成されてきたものであるが、本稿はフランス法を対象とするものである。フランス法は教育の自由に関して、革命期以来極めて豊富な素材を提供しているが、わが国では未だ総合的体系的な歴史的研究がなされていない。<sup>(2)</sup> そこで本稿は、学界のこの間隙を埋める基礎研究を目的とするものである。研究にあたっては議会の議事録、新聞、法令集、判例集など第一次資料を基本的に使用するが、資料の関係上各時代によって叙述にむらが生ずることは予めお断りしたい。

(二) 従来わが国では教育権は社会権の一つとして分類されており、そこで最近の学説は教育の自由を社会権との関係でどう位置づけるかを問題にしている。もとより、「社会権」と「自由権」という区別自体相対的なものであり、「社会権」といってもそれは「自由権」を基礎にするものであることについては、筆者は別の論稿で指摘した通りである。<sup>3)</sup>ところで、フランスの学説は教育権を基本的に自由権の一つとして教育の自由として扱っている(本稿序章参照)。これはフランス法が教育権を何よりもまず高度の精神的な価値を持った精神的自由権の一つとして位置づけていることを物語っている。筆者も現在の時点では、わが国の教育権も基本的には精神的自由権の一つとして位置づけるべきと考えている。勿論このことは、社会権的性格を有する子供の「教育を受ける権利」の重要性を否定するものではないが、教育を受ける権利はあくまで教育の自由という確固たる歴史的基礎を有する権利の基盤上で考えられるものなのである。教育を受ける権利と教育の自由との関係は、他の自由権との対比では、近時問題になっている「知る権利」と報道の自由の關係に類似するものであり、知る権利が社会権的性格や参政権の性格を持つといっても大枠として自由権として確固たる歴史的基盤を有する報道の自由の中で問題が検討されているのと同様に、教育を受ける権利を考えるべきだからである。この問題は勿論本稿の中で考察する主要なテーマの一つである。

(三) 教育の自由を論ずる場合に、その複合的な性格に着目しなければならない。およそ抽象的な形で「教育の自由とは何か」を論じて、不毛の議論に終る恐れが多分にある。教育の自由の内容は、親、教師、国民、子供といった複数の主体がそれぞれの権利を有し、これら諸主体の権利が互いに密接に結びつき、場合によっては互に対立し合っているのである。従って本稿は、教育の自由をこれら諸主体の権利に分類し、それら諸権利の均衡関係の中に存在するものとして分析していく。<sup>4)</sup>

四 フランス法で教育の自由というと、公立学校教育である「公教育」(enseignement public ou instruction

publique)の自由および私立学校教育である「私教育」(enseignement privé ou instruction privée)の自由の両方を対象とするものである。また、公教育の「中立性」(neutralité)および「非宗教性」(laïcité)の原則は、親ないし子供の思想信条の自由の保障のために認められる原則であるから、これらの原則は公教育の自由の中に含まれるのである。

- (1) 教育の自由を主張する最近の学説としては、高柳信一「憲法的自由と教科書検定」教育一九六六年一月号、法律時報一九六九年八月号臨時増刊、同「教授の自由と教育の自由」法時一九七二年六月号臨時増刊、兼子仁「教科書裁判と憲法教育条項」法時一九六九年八月号臨時増刊、同「教育の自由と学問の自由」公法研究三三三(一九七〇年)、同「憲法三三三・二六条および教基法一〇条の体系的解釈」法時一九七二年六月号臨時増刊、山崎真秀「公教育と思想の自由」広島大学教養部紀要第四集(一九七〇年)、松元忠士「教育の自由」奈良教育大紀要一九卷一号(一九七〇年)、金子照基「教師の教育の自由論」季刊教育法一号(一九七一年)、鈴木・星野編『学問の自由と教育権』成文堂(一九七〇年)所収の諸論文などがある。
- (2) フランスの教育の自由一般に関しては、最近、野田良之「フランスにおける教育の自由」教育一九七一年二月号、高野真澄「フランスにおける教育の自由」奈良教育大学教育研究所紀要八号(一九七二年)が出され、また、牧征名『教育権』新日本新書(一九七一年)も、フランス法を大きく扱っている。
- (3) 拙稿「歴史的・思想的にみた社会権の再検討」法時一九七一年一月号。なお、フランスの社会権法理の形成に関する筆者の論文は近く出版の予定である。
- (4) 兼子仁『国民の教育権』岩波新書(一九七一年)は、国民の教育権を、「国民の教育の自由」、「子どもの教育をうける権利」、「公教育と議会政治」、「教師の教育権の独立」に分類して考察した極めて重要な業績である。

## 序章 フランス公法学説による教育の自由の把握

### 第一節 第三共和政下の学説

一八七五年の第三共和憲法は固有の人権規定を有しておらず、一七八九年の人権宣言が実定法上の効力を持つものであるか否かについては、周知のように肯定説（デュギイ）と否定説（エスマン）の間に対立があった。いずれにしろ、第三共和政下の代表的公法学者であるデュギイ、オウリュウおよびエスマンは、それぞれ憲法の体系書の中で教育の自由を人権の一つとして論じている。

#### A デュギイ説

第三共和政下の憲法学説において、教育の自由に確固たる憲法上の地位を与え、最も詳細な議論を展開しているのがデュギイである。デュギイは名著『憲法論』第五巻において、「教育の自由」(liberté d'enseignement)を、「意見の自由」(liberté d'opinion)の章の下で、集会の自由、出版の自由、請願権と共に論じている。<sup>(1)</sup>

デュギイはまず、教育の自由の問題自体複雑であり、相互に関連あるが区別しなければならない二つの問題、すなわち「教える権利」(droit d'enseigner)および「学習する権利」(droit d'apprendre)を内容とすることを指摘する<sup>(2)</sup>。第一の教える権利の問題は、「すべての個人がその個人としての資格において、公的に無償または有償で、自己の知っていることまたは知っていることと自分で信じていることを他人に教える権利を有するか否か」、「国家は個人のこのような権利に制約を与えるいかなる法律も作らないことが義務づけられているか否か」という問題である。第二の学習する権利の問題は、「すべての個人が、この点についていかなる制約も立法者から与えられ得ることなしに、自己の好む教師を自由に選択する権利を有するか否か」である。しかしながら、学習する者は大抵の場合自分自身で教師を選択することのできない状態にある子供であるから、問題は、「家父は、自分の子供の教育を自分が選択する教師に委ねる権利を有するか否か」、「国家はこのような選択の自由を制限することになる法律を制定できるか否か」という問題に還元されるのである。

つぎに注目すべきことは、教える権利および学習する権利の観点から、教育の自由の基礎を意見の自由、思想信条の自由に求めて、そこから引き出していることである。すなわち教育の自由は、「現実には意見の自由、信条の自由、自分の知っていること、自分の考えていることおよび自分の信じていることを他人に自由に伝達する自由に他ならない」<sup>(3)</sup>のである。教える権利についてこれが妥当することは明白である。学習する者が子供である場合には、子供は教師を選択できないことから、国家が子供に代って教師の選択権を有するという考え方が出されているが、このような議論に対して、デュギイは家父の権利の観点から反対する<sup>(4)</sup>。家父は自分の子供を養育し教育する義務を持つのであるから、このような義務から、「自分の子供の教育を指導し、従って自分が適当と考える教師に子供を委ねる権利が必然的に引き出される」というのである。そして、「もし現実に父親の権利が認められず、国家が子供に一定の教師を強制する権利を有するとすると、教育の自由はそれによって廃止されてしまう」というのである。

以上のようにして教育の自由が思想の自由および親の養育義務から肯定されるが、教育の自由の制約については、他のすべての自由権と同様の制限を受けることを明らかにしている。すなわち、「国家は、すべての者の個人的諸権利ならびに道徳性(morality)<sup>(5)</sup>および公の秩序を保護するために必要とされる範囲において、教育の自由を制限できかつしななければならない」<sup>(6)</sup>のである。ここで教育の自由の限界は、「すべての者の個人的諸権利」、「道徳性」および「公の秩序」とされるのであるが、その具体的な適用は次のようになっていく。

まず、国家が介入できるのは、学校の衛生的条件学校の管理者および教師の道徳性の保障を確保するのに必要な措置をとること、生徒の身体的、知的および道徳的自由を教師が侵害しないように監督することである<sup>(7)</sup>。これに反して教育の自由の制限として不可能なことは次のように明確に指摘されている<sup>(8)</sup>。すなわち国家は、「一の学校において、何らかの学説(doctrine)の教育を禁止することも、強制することもできない」のであり、また国家は、「学説を持

つべきではなく、すべての学説を尊重し保護しなければならないのである。このような一般論から、国家は、「一定の学校の教育に影響を与える方法、学説、傾向、精神を監督するために視学 (inspection) を組織することは決してできない」という結果が引き出されるのである。

ただし、学校設置者または教師に職業的能力の条件を要求することは否定されるわけではなく、弁護士、医師、薬剤師のような職業と同様に、国家によって交付される免許状によって証明される職業的能力が要求されるのである。しかしこの場合にあっても免許状の交付によって、教える権利が行政権に従属させられることの危険性をデュギイは慎重に指摘する。その解決策としてデュギイが提示するのは、「政府の圧力からできる限り独立し、公正さの絶対的な保障を示すところの審査員 (juge) によって職業的能力を証明し」て免許状を交付することで、審査員の構成として、例えば、「大学の教授のみによって構成される審査委員会」を示唆している。<sup>(8)</sup>

なお、教育権についてデュギイは、教育の自由のみならず、教育を受ける権利を肯定していることも注目しなければならない。彼の社会連帯理論によって、各人が最小限度の教育 (minimum instruction) を得るよう国家に要求する権利が導き出され、それが「教育を受ける権利」(droit à l'instruction) と呼ばれているのである。<sup>(9)</sup> 同時に、「子供は第一の社会的価値であり、恐らく最も高度の社会的価値であり、そして子供が教育を受けない状態に置かれることは認められない」ところから、教育の義務性が肯定されるのである。<sup>(10)</sup> この教育を受ける権利と教育の自由との関係については、両者を隣接してはいるが区別されるべき問題とし、もし国家が国家によって選任された教師をすべての者に強制する場合にはじめて、それは国家の権限の逸脱となって教育の自由の問題に関連してくることを明らかにしている。<sup>(11)</sup>

以上みてきたように、教育の自由の理論化に対するデュギイの貢献は、教育の自由を教える権利および学習する権



説 論

利の二つの面から分析し、それを思想の自由（意見の自由・信条の自由）を根拠に肯定したこと、教育の自由の制限については、教育の自由の持つ精神的価値の重要性の認識に立って、その制限に厳格な条件、すなわち学説の公定の禁止を課したことがある。デュギイの教育の自由論は、その後の学説の重要な基盤となっていくのである。

- (1) Léon Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, t. V, 2e éd., Paris, de Boccard, 1925, p. 348 et suiv.
- (2) *Ibid.*, pp. 350-351.
- (3) *Ibid.*, p. 352.
- (4) *Ibid.*, pp. 352-353.
- (5) *Ibid.*, p. 354.
- (6) *Ibid.*, p. 354.
- (7) *Ibid.*, pp. 354-355.
- (8) *Ibid.*, p. 357.
- (9) L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, t. III, 3e éd., 1930, pp. 647-648.
- (10) *Ibid.*, p. 647.
- (11) L. Duguit, *op. cit.*, t. V, p. 350.

B オウリェウ説

オウリェウは「教育の自由」(*liberté de l'enseignement*)を「出版の自由、集会の自由と共に、「主要な精神的自由」(*principales libertés spirituelles*)の中に分類している。<sup>(1)</sup>ただし、教育の自由についての論述は極めて簡単であり、しかもその対象は「私立学校の教育の自由に限定されている」。

- (一) Maurice Hauriou, *Précis de droit constitutionnel*, 2e éd., Paris, Sirey, 1929, Réimpression 1965, p. 664 et suiv.

### C エスマン説

エスマンが「個人権」(droits individuels)の1つとしての「教育の自由」(liberté de l'enseignement)を論ずる際、主として私立学校の教育の自由および私立学校または公立学校の教育を選択する自由を念頭に置いているように解せられる。<sup>(1)</sup> エスマンによる教育の自由は、「孤立しまたは集団化した個人に対する一の高価な権利」である。<sup>(2)</sup> 他方、教育の自由は、「一の国民の下で最も重大な結果を持ち得る」ものであること、すなわち、「一の強力な党派によって利用されると、大多数の将来の市民の教育(l'instruction et l'éducation)を人民が与えた制度に反する特別な方向で指導する目的と効果を持ち得る」ものである。そこで、「教育の自由の行使は、特に厳格な国のコントロールを内包し」ており、そのコントロールは、教育に従事する者が国の官吏と同様の規律に服しめられることによってフランスでは表現されているのである。さらに、自己防衛が可能でない子供を保護するために、私立学校教育に従事する者に能力と道徳性の保障が要求されるのである。<sup>(3)</sup>

一八八二年法による初等教育の義務教育化と教育の自由との関係については、教育の義務性が教育に関する個人的自由<sup>(4)</sup>に反するものではないとして、その理由を子供の権利という観点から次のように述べている。すなわち、「父権(autorité paternelle)がいかに尊重されるべきものとしても、子供はその両親またはその家庭に属する物(chose)ではなく」、義務教育に関する一八八二年法が保障するのは、「子供の自由、子供の芽生えつつある自由(liberté en germe)」であり、この法律は両親に対して、「子供の就学する学校あるいは子供に与えられる教育様式(mode de l'instruction)の自由な選択」を保障しているというのである。

以上みてきたところから、エスマンの議論の重要な点は、「子供の自由」の保障を義務教育の基礎理念として子供を教育の権利主体とする観点が出されていること、義務教育において親の教育の自由が学校選択の自由および子供に

与えられる教育様式の選択の自由によって実現されることを明らかにしていることである。

- (1) A. Esmein et H. Nèzard, *Éléments de droit constitutionnel français et comparé*, t. II, 8e édité, Paris, Sirey, 1928, p. 648 et suiv.
- (2) Ibid., p. 648.
- (3) Ibid., p. 649.
- (4) Ibid., p. 658.

## 第二節 第二次大戦後の学説

一九四六年の第四共和政憲法前文では、教育の自由についての明文の規定はなく、一方では、一七八九年の人権宣言を再確認すると共に、他方では、「現代に特に必要な経済的社会的原則」の一つとして、教育の機会均等および公教育に対する国家の義務（前文第一三項）が宣言されている。一九五八年の第五共和政憲法では、一七八九年の人権宣言および一九四六年憲法前文が再確認されている。

第二次大戦後の教育の自由の明文の規定を持たない第四および第五共和政憲法下においても、基本的人権の一つとしての教育の自由は諸学説の一致して認めるところである。

### A コリアール説

#### (イ) 教育の自由の位置づけ

コリアールは、「教育の自由」 (*liberté de l'enseignement*) を「思想の自由」 (*libertés de la pensée*) の章の下で、意見の自由、宗教の自由、出版の自由、劇場・映画の制度、ラジオ・テレビの制度、集会の自由、結社の自由と共に分類している。<sup>(1)</sup>

コリアールによると、教育の自由は、「一の基本的自由であり、かつ一の複合的自由 (liberté complexe)」<sup>(2)</sup>である。教育の自由が基本的自由であるという性格は、「教育が人間の精神を形成陶冶し、そして、教育は専らではないにしても、一般的に若い知性に向けられており、影響を及ぼしその足跡が深遠である一の顕著な活動を意味する」ことから生ずるのである。また、教育の自由が複合的自由であるということは、次のような原因から生ずる。まず、家父は、「自分自身の信念および自己の世界観に合致した教育を子供に与える権利」が承認されるとしても、実際に教育を与えるのは家庭の父親ではなく、教育技術において専門化した教師であるということである。つぎに、国家は、将来の市民である若者の知的かつ道德的形成に無関心ではあり得ず、これとは反対にもし国家の介入が行き過ぎると、自由の奪われた画一的教育になってしまうのである。さらに、教育に知的教育の他に道德的形成の任務が含まれると、教会は、国家の介入に当然不安をいだくのである。このようにして、教育の自由においては、国家、宗教団体はじめ他の共同体、親といった複数の主体が関係し、そのいずれかが専ら子供の教育を方向づけることができない性質のものであり、複数の主体間の均衡が必要とされるのである。

教育の自由の内容の論述にあたってコリアールは、「公教育と意見の自由」および「教育の自由—私教育の体制」の二章に分けて、それぞれ、公立学校教育における教育の自由と私立学校の教育の自由を論じている。

(1) Claude-Albert Collard, *Libertés publiques*, collection «Précis Dalloz», 3e éd., Paris, Dalloz, 1968, p. 352 et suiv.

(2) Ibid., p. 352.

(四) 公教育における教育の自由  
コリアールによると、「公教育」(enseignement public)は理論的には異った方式で構成され得るものである。

一つの方式によると、「国家の利益において子供を教育し、子供に早い年代から一定の政治的、哲学的傾向を教え込む」という教育であるが、このようないわば「官製教育」(enseignement officiel)の観念はフランスの教育の観念ではない。<sup>(1)</sup>

フランスにおける公教育は、「子供自身およびその家庭の意見または信条にいかなる様式においても反することなしに、すべての子供に与えられ得る原則」によって支配されており、「基本的にデモクラシーの標章の下に置かれる」のである。<sup>(2)</sup>「公教育」において、子供およびその家庭の思想信条の自由を尊重することは、より具体的にいうと、「非宗教性(Laïcité)および中立性(neutralité)の原則によって支配されることであり、それによって家庭および宗教団体に自己の選択による宗教によりまたは非宗教的に子供を教育する可能性を与えるのである。

非宗教性と中立性という公教育の二つの原則について、コリアールはそれぞれ、初等、中等、高等教育によって異った態様で表現されていることを実定法に則して説明している。一般的にいえば、非宗教性の原則は「学校に関する共和国の基本原則」であり、それは教育のプログラムと教師という二つの面で表現されるのであり、中立性の原則は、「非宗教性の原則を補完する」ものである。<sup>(3)</sup>

公教育における教育の自由に関する最後の問題として、第三共和政下でしだいに確立された教育の義務性および無償性の問題がある。特に一八八二年三月二八日法によって確立された初等教育の就学義務については、それが教育の自由に反するか否かの問題が法律の制定にあたって提出され、前述のように第三共和政下の憲法学説であるデュギイ、エスマンからは、それぞれ子供の「教育を受ける権利」または「子供の自由」の観点から、就学義務は教育の自由に反するものではないとされていた。コリアールはまず、教育の義務性および無償性を「民主主義の原則」として基本的に把握して、この民主主義の原則が義務性および無償性という二重の性格を教育にもたせることを明らかにしてい

る。<sup>(4)</sup> 就学義務と教育の自由との関係については、義務教育によって、「人は基本的教育を受けない自由を持たない」が、「無知の自由というのは存在しないので、基本的教育が初等学校または中等学校、私立学校または公立学校において、あるいは家庭の内部で家庭の父親または父親が選択する人物によってすら与えられ得るという範囲において、就学義務は教育の自由を侵害しない」としている。<sup>(5)</sup>

(1) C.-A. Colliard, op. cit., pp. 362-363.

(2) Ibid., p. 363.

(3) Ibid., pp. 363-364.

(4) Ibid., pp. 368-369.

(5) Ibid., p. 370.

#### ハ 私立学校の教育の自由

私立学校の自由は、「法律によって客観的に定められた条件を充たす限りにおいて、すべてのフランス人が教育施設を開設することができる」ということである。<sup>(1)</sup>

私立学校の教育の自由についてのコリアールの議論の特徴は、「国家の外での自由」(liberté hors de l'Etat)と「国家による自由」(liberté par l'Etat)という二つの型に教育の自由を分類していることである。<sup>(2)</sup> 「国家の外での自由」は、教育の国家独占の消滅と共に生れたものである。これに反して、「国家による自由」の体制は、「国または公共団体の予算額が公立学校と私立学校両方に割り当てられる場合に実現されるのであり、国家による自由は、「生徒数に比例した公立学校と私立学校との間に対する予算額の配分」という制度の場合特に存在するものである。このような制度はベルギー、オランダにおいて実現されているが、フランスでは一九五九年法によって部分的に

説  
論

しか実現されていないのである。

フランスでは伝統的に、私立学校の自由は国家からの自由として扱えられ、私立学校の多くが宗派学校であるために、私立学校への財政的援助は国家の中立性と非宗教性に反するものと考えられていた。従って教育の自由の原則は、私立学校への公費補助の禁止の原則も結びついていたのである。そこで、私立学校の教育の自由についてのコリアール説の特徴は、伝統的な「国家の外での自由」に加えて、「国家による自由」の観念を取り入れることによって、私立学校への国の財政的援助に教育の自由の観点から正当化していることである。

(1) C.-A. Collard, op. cit., p. 374.

(2) Ibid., p. 375.

以上みてきたコリアール説の重要性は、教育の自由を、その基本的かつ複合的性格の認識に立って正当な位置づけを与え、そして具体的には、公教育における教育の自由と私立学校の教育の自由という二つの面から分析して、公教育における教育の自由は、「非宗教性」および「中立性」の原則によって具体化されていること、私立学校の教育の自由は、「国家の外での自由」と「国家による自由」の二面性を持っていることを明らかにしていることである。

B ビュルドオ説

(4) 教育の自由の位置づけ

ビュルドオは、「教育の自由」を「思想の自由」の章の下で、意見の自由、出版の自由、映画・演劇およびラジオの自由、宗教の自由と共に分類している。<sup>①</sup>教育の自由の中には、「教える権利」(liberté d'enseigner)、「学習す

る権利」(droit d'apprendre)および「自己の教師を選択する権利」(droit de choisir son maître)の三つの概念が共存している。<sup>(2)</sup>「教える権利」は、「人間が他人に自己の学問または自己の信条を伝達することを許された場合に」存在するのである。「学習する権利」は、「すべての個人が自己の知的能力のみを留保して、財産に恵まれた者と同一の文化および同一の教育を得ることを主張できる」点に存するのである。「自己の教師を選択する権利」は、「教育機関の多様性およびそれら機関の特権の平等」を前提にしている。

教育の自由と他の人権との関係は、教える権利は意見の自由(liberté d'opinion)に、学習する権利は個人の平等に、教師を選択する権利は良心の自由(liberté de conscience)に結びついていることが指摘されている。<sup>(3)</sup>

(1) Georges Burdeau, *Les libertés publiques*, 2e éd., Paris, L. G. D. J., 1961, p. 262 et suiv.

(2) Ibid., p. 262.

(3) Ibid., p. 263.

(四) 公教育における教育の自由

ビュルドオは、教育への国家の介入を正当化する理由として、第一に、市民を養成するための言葉の最も広い意味での「公序」、第二に、文化、技術を発展させる国の経済的社会的要求、第三に、すべての者に開かれた教育の機会均等の三つを挙げている。<sup>(1)</sup>

このような国家の介入の必要性を充足するための単純な解決法として、国家による教育の独占がある。しかし国家の独占は、「すべての自由の消滅という主要な弊害」を持つものであり、それで問題になる自由は、「信条および考え方の多様性、法律の尊重という唯一の義務の下でのこれら多様な信条および考え方の共存」という「民主主義社会



説  
論

の基礎そのもの」たる自由である。<sup>(2)</sup>より具体的には、国家による教育の独占は、「教える権利と自己の教師を選択する権利を同時に消滅」させるのであり、また「子供を国家の物とする」という重大な結果をもたらすとして批判するのである。公立学校と私立学校との共存が唯一可能な解決法として提出されるのである。

国家による教育の独占に対する批判は、私立学校の自由の承認と公教育における教育の自由に結びつく。公教育における教育の自由は、公教育の中立性の問題である。

公教育の精神を支配する中立性の原則は、「一の公式の学説 (une doctrine officielle) を生徒に教え込むことの拒否として基本的に定義され得る」のであり、「子供の信条あるいは子供の家庭の意見を害する危険なしに、すべての子供に賦与され得べきものは、多元主義的社會の教育なのである」<sup>(3)</sup>。換言すれば、「国民の宗教的、哲学的意識が分れている場合において、国家は自らが中立で非宗教的であるとする、すなわち市民を分断させ得るような精神的選択を行なわないということが国家の義務である」<sup>(4)</sup>ということである。ここでまず、公教育の中立性の原則は、子供およびその家庭の思想信条の自由の尊重にあることが明らかにされている。

他方、一の公式の学説を退けることは、「教師が自ら真理として把えることを無視しなければならない」ということと「を意味するものでなく、もしそうだとすると教育は、「その教育的価値の乏しい相対主義または折衷主義」に陥いるのである」<sup>(5)</sup>。一の公式の学説を否定すること、教師が自ら真理と考えることを教えるということの間に生ずるディレンマに対して、ビュルドオの主張する重要な指摘は、「教師の良心に訴える以外の解決法はない」<sup>(6)</sup>ということである。教師は、「自分の生徒の年齢および知的水準を考慮して、真理を偽ることなしに生徒の道德的感受性と両立する教育を与えなければならない」のである。

就学義務と教育の自由との関係については、学校選択の自由が両者の両立を可能にすることを指摘している。<sup>(7)</sup>

- (1) G. Burdeau, op. cit., pp. 263-264.
- (2) Ibid., p. 264.
- (3) Ibid., p. 275.
- (4) Ibid., p. 265.
- (5) Ibid., p. 275.
- (6) Ibid., p. 276.
- (7) Ibid.

(イ) 私立学校の教育の自由

ビュルドオによる私立学校の自由の議論は、コリアールと同様に、「国家の外での自由」と「国家による自由」の対比の指摘である。<sup>(1)</sup>

私立学校への財政的援助が教育の自由に反するか否かの問題については、次のような異った二つの考え方があることを指摘して、一九五九年法をはじめとする実定法上の解決を説明している。<sup>(2)</sup>一つの考え方は、私立学校が有償であることが教師を選択する親の自由の侵害となるという考え方である。すなわち、私立学校に子供を入学させている親は、一度目は公立学校の経費に使用される税金を支払い、二度目には自己の選択した私立学校へ授業料を支払うという二重の支出を余儀なくされるから、学校選択の自由の観点からいえば、教育費については生徒数に比例して公費が支払われるべきであるという議論である。これに対して、財政援助の反対論者の考え方は、授業料を支払いたくない親は子供を公立学校に入学させればよいのであり、財政的援助は国の中立性の原則を侵害して、特定の宗教的または哲学的信条を有利にするという議論である。

- (1) G. Burdeau, op. cit., p. 271.  
 (2) Ibid., p. 279 et suiv.

以上三点にわたって検討してきたビュルドオ説の重要な点は、教育の自由を、「教える権利」、「学習する権利」および「自己の教師を選択する権利」に分け、それを思想良心の自由、個人の平等の中で位置づけていること、教育に対する国家の独占を国民の思想信条の多様性の保障から否定し、公教育の中立性の原則を教育の自由の観点から位置づけると共に、一の公式の学説の否定と教師の真理教育とのディレンマの解決を「教師の良心に訴える」こと<sup>(1)</sup>に求めていること、財政援助と私立学校の自由との問題点を論じていることである。

C トロタバ説

(4) 教育の自由の位置づけ

トロタバは、「教育の自由」を思想の自由と共に、「内面的自由」(libertés intérieures)の中に分類している。<sup>(1)</sup>教育の自由は、「若者を形成し得る教育は、明日の活動と知力を同時に支配するものであるが故に」、非常に重要である。<sup>(2)</sup>

教育の自由は、「自己の選択により教育を受ける権能」および「教育を与える自由」の二つの面に分けられており、この二つの面の関係は、「もし自由が確保されている教育の間に選択の可能性が存在しない場合には、自己の選択による教育を受ける自由を持ち得ない」のであるから、両者は分離できないものである。<sup>(3)</sup>

- (1) Louis Trotabas, *Manuel de droit public et administratif*, 2e édité, Paris, L. G. D. J., 1961, p. 106 et suiv.  
 (2) Ibid., p. 106.  
 (3) Ibid.

(四) 公教育における教育の自由

「公教育」(enseignement public)の枠の中において、教育の自由は、「教育における自由、すなわち政治権力に対する教師の独立」および、「教育の中立性、すなわち生徒の意見および信条の尊重」を要求するのである。<sup>(1)</sup>教師の独立は、「自由な科学的探求を可能にするために、より上級の教育に行く程一層不可欠であり」、「高等教育においては競争試験(concours)と教師団の推薦によって与えられる教授職(chaire)の制度によって完全なもの」になっている。教育の中立性は、「単に宗教的行為に対する敵意の欠如を意味するだけでなく」、一方では、「教育のあらゆる方向づけ、とりわけ生徒の信条を侵害し得る教師のあらゆる行為を禁止し」、他方では、「公教育を受ける生徒に礼拝の自由および宗教教育の自由を保障することを可能にしなければならない」のである。この点から、生徒の年齢からみて初等教育程中立性が必要とされるのである。

このようにして、トロタバは、公教育における教育の自由としての政治権力からの教師の独立、および生徒の思想信条の尊重のための教育の中立性に明確な意義づけを与えている。

(一) L. Trotabas, op. cit., p. 107.

(五) 私立学校の教育の自由

トロタバによると、私立学校の教育の自由は宣言するのは簡単であるが、公教育の義務性と無償性が確立された現在、その内容を確定することは非常に困難である。<sup>(2)</sup>教育の義務性と教育の自由の原則とを両立させるためには、「公立学校と私立学校が完全に平等の立場で親の選択に委ねられることが必要なのである」。しかし公立学校の無償性によって両者の平等は破られ、無償の公立学校と有償の私立学校の間では選択上の平等が存在しないのである。一九五

説 九年法はこの問題について一つの新しい解決法を与えたが、その規定は「真の学校の均等化を要求する者にとっては不十分であると考えられており、他方、国家の非宗教性が私立学校の直接または間接のすべての援助を禁止している<sup>(2)</sup>と考える者からは批判されている」ことを明らかにしている。

- (1) L. Troabas, op. cit., p. 108.  
(2) Ibid., p. 109.

以上みてきたトロタバ説の重要な点は、教育の自由を「内面的自由」として位置づけていること、公教育における自由として政治権力に対する教師の独立、および生徒の思想信条の自由の尊重のために教育の中立性の原則を意味づけていることである。

#### D デュベルジェ説

デュベルジェは、「教育の自由」を「思想の自由」の章の下で、宗教の自由、出版の自由、演劇・映画・ラジオ・テレビの自由と共に分類している<sup>(1)</sup>。「学校開設および修業証書授与の自由」(liberté d'ouvrir des écoles et de délivrer des diplômes)、「学校選択の自由」(liberté du choix d'une école)および「教育内容の自由」(liberté du contenu d'enseignement)を、教育の自由の基本的な三つの面として区別して、以下のように論じている<sup>(2)</sup>。

第一の「学校開設および修業証書授与の自由」については、学校開設の自由の慣行は「非常に自由主義的であり」、その自由は「殆んど完全である」ことが指摘されている。

第二の「学校選択の自由」については、義務教育における無償の公立学校と有償の私立学校との不平等が、親の学校選択の自由に反するか否かという問題を取り上げて、相異なる二つの議論を紹介している。

第三の「教育内容の自由」については、公立学校および私立学校両方に共通の問題として次のように説明している。初等および中等の公立学校にとっては、教育内容の自由は、子供の思想信条の自由の尊重のために中立性の原則によって、保障されるのであり、中立性のコラリ<sup>(1)</sup>として聖職者が教師になることができないのである。高等教育においては、「教師の側からの万一の場合起る圧力から子供の精神を保護することよりも、学生が自由に文化に接近し、現在する学説の矛盾した面を認識することを可能にすることの方が問題となり」、高等教育を受ける学生はその年齢によって、「識別と議論が可能なものとして考えられている」のである。そこで高等教育においては、「その職務の行使における教師の自由」に強調点が置かれ、中立性および非宗教性の原則は退けられるものであることが明らかにされている。

私立学校における教育内容の自由は、一九五九年法によって財政援助を受ける場合に一定の教科書が公権力によって禁止され得るものであるが、財政援助を受けない私立学校には国のいかなるコントロールも存在しないことが説明されている。

(一) Maurice Duverger, *Elements de droit public, collection «Thémis»*, 6e éd., Paris, P. U. F., 1970, p. 178 et suiv.

#### E アンベール説

アンベールは、「教育の自由」を、意見の自由、表現の自由、宗教の自由と共に、「思想の自由のための人権」(Droits de l'homme à la liberté de pensée)の中に分類している。<sup>(1)</sup>

教育の自由は、「意見の自由」<sup>(2)</sup>、「学習する自由」および「良心の自由」の三つの種類の自由と重なり合った複合的性格を持った自由権であることがまず指摘されている。<sup>(2)</sup>「意見の自由」については、「正しいと考えるすべての人

間が自己の学説を公けにする正当な欲望を有する」という点であり、「学習する自由」は、「すべての個人が財産の点で自分より恵まれた者と同一の文化を獲得することを主張し得る」点においてであり、「良心の自由」は、「家父がとりわけ宗教的な選択および自己の信念に従って教師を選択できることを主張する」点においてである。このようなアンペールの指摘は、教育の自由の主体との関係でみると、教育の自由が、教師の真理を教える「意見の自由」、子供の「学習する自由」および両親の教師を選択する「良心の自由」を内容としていることが明らかにされている。

教育の自由の説明にあたっては、「私教育の自由」(liberté de l'enseignement privé)および「教育を受ける権利および公教育の自由」(droit à l'enseignement et la liberté de l'enseignement public)に大別している。第一の「私教育の自由」では、私立学校の自由を実定法に即して説明している。<sup>(3)</sup>第二の「教育を受ける権利および公教育の自由」は次のように説明されている。<sup>(4)</sup>

まず、「教育を受ける権利」については、教育の領域において、「人間の権利と義務との間の最も明白な関連がある」ことを指摘してから、「すべて市民が子供を学校に入学させる権利を獲得し、教育は恵まれないあるいは障害を負った子供に対してすら、私教育の自由を侵害するに至らない公役務の利用を可能にする複合的な態様に従って組織化された公役務である」としている。他方、この教育を受ける権利は同時に義務である。就学義務が教育の自由と両立し得るのは、公立学校、私立学校または家庭教育の間の学校選択の自由があることを指摘している。さらに、一九四六年憲法前文は学校教育のみならず、「職業教育および文化」に対する児童および成人の機会均等を保障しているところから、職業教育および社会教育をも教育を受ける権利の対象として説明している。

「公教育の自由」については、公立学校で就学義務を果す子供が、「一定の政治的または哲学的教育に服しめられるべきでない」ことを理由として、公教育の非宗教性および中立性の原則を位置づけている。初等および中等教育に

においては、「教師および生徒の意見の自由の尊重という原則が通則 (regle) であり」、さらに高等教育は一層大きな自由を享有しており、その内容として大学教授が、「裁判官のそれと少くとも同等の身分保障を有する」ことを挙げている。

以上のようにアンペールにあっても、思想の自由の一環としての教育の位置づけ、その複合的性格の指摘、公教育の自由としての非宗教性と中立性の原則の位置づけおよび教師の意見の自由が明確にされている。

(1) Jean Imbert, *La France et les droits de l'homme. Notes et Etudes documentaires*, No 3481, La Documentation française 1968, p. 36 et suiv.

(2) Ibid., p. 36.

(3) Ibid., pp. 37-38.

(4) Ibid., pp. 38-39.

#### F 第二次大戦後の学説の要約

フランスの現代の代表的公法学説が「基本的人権」の体系の中で教育の自由をいかに把握しているかの問題は以上みてきた通りである。これを要約してみると次のようになる。

まず第一に、いずれの学説も教育の自由を基本的な精神的自由権の一つとして、「思想の自由」(コリアール、ビュルドオ、デュベルジェ、アンペール)あるいは「内面的自由」(トロタバ)の中に分類し、思想信条の自由に結びつけていることである。教育の自由は教育を貫く原則であり、フランスでは教育の自由は一般原則としては誰も疑うものはないのである。<sup>1)</sup>

第二には、いずれの学説も教育の自由の複合的性格に着目して、教育の自由を幾つかの局面に分けて分析している



ことである。すなわち、コリアールは、親、教師、国家、教会といった複数の主体が関係することを指摘し、ビュルドオは、「教える権利」、「学習する権利」および「教師を選択する権利」の三つに分け、トロタバは、「自己の選択による教育を受ける権能」および「教育を与える自由」の二つに分け、デュベルジェは、「学校開設および修業証書授与の自由」、「学校選択の自由」および「教育内容の自由」の三つに分け、アンベールは、教師の「意見の自由」、子供の「学習する自由」および親の学校を選択する「良心の自由」の三つに分けている。

第三に、フランスにおいて教育の自由が、公教育における自由と私立学校の自由の二つの面で承認されていることは、いずれの学説も認めるところである。公教育における教育の自由は、トロタバが最も明確に指摘しているように、政治権力に対する教師の独立および生徒の思想信条の自由を尊重するための教育の中立性および非宗教性の原則がその内容となっている。公教育の中立性および非宗教性の原則は、公教育における教育の自由の具体化であることに注意しなければならない。公教育が国家によって一の公式の学説を教え込む国家教育ではないということは、コリアール、ビュルドオが特に強調するところであり、一の公式の学説の否定と教師が自ら真理と考えることの教授との間のディレンマの解決は、「教師の良心に訴える」以外にないというビュルドオの指摘は特に重要である。

第四に、初等教育の義務性を定めた一八八二年法の制定にあたって問題になった就学義務は教育の自由に反しないかという問題については、各学説とも学校選択の自由を前提にしてそれが教育の自由に反しないとしている。フランスでは、公立学校と私立学校（ないし家庭教育）の選択の自由が重要視される理由の一つはそこにある。

第五に、私立学校の教育の自由の問題がある。学校選択の自由は私立学校の自由と不可分であり、そこに私立学校の自由の重要性がある。<sup>(2)</sup>さらに、私立学校の自由は、コリアールの表現に従うと、「国家の外での自由」のみならず、「国家による自由」の問題であり、この問題点についても各学説ともに指摘するところである。一九五九年法は私立

学校への財政援助について一応の結論を出したが、なお問題は将来に委ねられている。

- (1) 野田良之「フランスにおける教育の自由」教育二七二号、一九七一年二月号、七八頁。
- (2) 前掲論文、一八一―一九頁。

## 第一章 フランス革命期における教育の自由<sup>(1)</sup>

### 第一節 憲法制定議会および立法議会における教育の自由(一七八九年七月―一七九二年九月)

アンシャン・レジーム下においては教育は教会に属するものであるとされてきた。<sup>(2)</sup> 教育が教会ではなく国家に属するものであること、または少くとも教会のみに属するものでないとされ、そしていかなる場合においても国家は教育に無関心ではあり得ないという考え方は、フランス革命に時期を画している。<sup>(3)</sup>

「憲法制定議会」(Assemblée Constituante) (一七八九年七月―一七九一年九月三〇日) は、一七八九年八月二六日に人権宣言を採択し、一七九一年九月三日には憲法を制定したが、公教育計画については、一七九一年九月一日にタレイラン(Talleyrand) 報告およびデフレ案が議会で提出されたにとどまり、同じく憲法制定議会に提出を予定されていたミラボオ(Mirabeau) 計画は彼の死によって実現されず死後出版された。

憲法制定議会に続く「立法議会」(Assemblée Législative) (一七九一年一〇月一日―一七九二年九月二〇日) は、一七九一年一〇月一四日に「公教育委員会」(Comité d'instruction publique) を設置して公教育の問題に取りかかったが、未だ十分な時間的余裕を持たずに一七九二年四月二〇日にコンドルセ(Condorcet) 報告およびデフレ案が議会で提出されたにとどまった。

(1) フランス革命期の教育の自由および公教育制度についての一般的な参照文献は次の通りである。

Louis Grimaud, *Histoire de la liberté d'enseignement en France*, t. II, *La Révolution*, Paris-Grenoble, B. Arthaud, 1944 ; t. III, *Le Consulat*, 1946 ; Maurice Gontard, *L'enseignement primaire en France de la Révolution à la loi Guizot (1789-1833)*, Paris, Les Belles Lettres, 1959 ; P. Chevallier, B. Grosperin et J. Maillet, *L'enseignement français de la Révolution à nos jours*, Paris, Mouton, 1968 ; Charles Fourier, *L'enseignement français de 1789 à 1945*, Paris, S. E. V. P. E. N., 1965 ; フントワース・レオン、池端次郎訳『フランス教育史』クセニエ文庫、白水社、一九六九年 (Antoine Léon, *Histoire de l'enseignement en France*, collection « Que sais-je ? », No 393, 1967) ; 松島鈞『フランス革命期の公教育制度の成立過程』亜紀書房、一九六八年、渡辺誠『フランス革命期の教育』福村書店、一九五二年。

J.-J. Chevallier, *Histoire des institutions politiques de la France moderne (1789-1945)*, Paris, Dalloz, 1958 ; Jacques Ellul, *Histoire des institutions*, t. V, *Le XIXe siècle*, collection « Thémis », 6e éd., Paris, P. U. F., 1969 ; Jacques Godechot, *Les institutions de la France sous la Révolution et l'Empire*, 2e éd., Paris, P. U. F., 1968. 桑原武夫編『フランス革命』岩波書店、一九五九年、野田良之『フランス法概論』上巻、有斐閣、一九七〇年再版、野村敏造『フランス憲法・行政法概論』有信堂、一九六二年、長谷川正安『フランス革命と憲法』日本評論新社、一九五三年。

なお、法令の訳語については、『一七九一年憲法の資料的研究』東大社会科学研究所資料第五集、一九七二年を参照。  
(2) 初等教育は小学校 (petite école)、中等教育はコレージュ (collège)、高等教育は大学で行なわれていた (野田・前掲書、四六九頁以下)。

(3) J.-J. Chevallier, op. cit., p. 153.

一、一七八九年の人権宣言および一七九一年憲法

一八世紀末葉においては、教育の自由は未だ世論の中にも、公法学者にも、哲学者にも考えられておらず、教育の自由の教説は真の意味で構成されていなかったことは確かであるということが指摘されている。<sup>①</sup>一七八九年の人権宣言は教育の自由を直接規定しておらず、沈黙している。何故人権宣言が教育の自由を明文で規定しなかったのかとい

う問題についてデュギイは、人権宣言第一条によって宣言された思想および意見の表現の自由が教育の自由を含んでいると考えられていることを指摘している。<sup>(2)</sup>グリモオも、人権宣言はそもそもアンシャン・レジーム下において無視されていた人権を宣言するものであるところ、教育の自由については憲法制定者は人権宣言の中に位置するに必要な自由として考えなかったものであり、アンシャン・レジーム下においてすでに教育の自由の必要性を感得していたプロテスタントにとつても、教育の自由は人権宣言第一条の思想および意見の自由の当然の結果および付属物と考へていたことを指摘している。<sup>(3)</sup>

従って、人権宣言は教育の自由の明文の規定を持っていなくても、その第一条に含まれていると解されているのである。

一七九一年九月三日憲法はその冒頭に一七八九年の人権宣言を取り入れると共に、第一篇「憲法によって保障される基本規定」の中に公教育についての次のような規定を有している。すなわち、「すべての市民に共通で、教育のうちすべての人に不可欠の部分について無償の『公教育』(Instruction publique)が創設され、かつ、組織される。その施設は、王国の区分と結合された関係において段階的に配置される。」という規定である。

一七九一年憲法によって公教育を組織する原則が明らかにされたのである。そして、すべての者に不可欠な教育の部分については無償であるという原則が課されたことにも注目しなければならない。

(1) L. Grimaud, op. cit., t. II, p. 7.

(2) L. Duguit, Traité de droit constitutionnel, op. cit., t. V, p. 366.

(3) L. Grimaud, op. cit., t. II, pp. 10-11.

二、公教育に関する諸計画案

A ミラボオ計画

ミラボオの憲法制定議会における公教育案の討論用に準備された「国民教育」(éducation nationale)に関する演説草案は、彼の死によって議会で実際に行なわれなかったが、その原稿が一七九一年に出版された。ミラボオの公教育計画は次のようになっている。

(一) Archives parlementaires, 1<sup>re</sup> série, t. XXX, p. 512 et suiv. なお、ミラボオ(一七四九—九一)は立憲王政派に属し、国王をブルジョワジーの道具として、封建貴族と人民の両側からの攻撃に対する盾としてしようと考えていた(桑原編・前掲書、六六四頁)。

(4) 公教育の必要性およびその執行権からの独立

ミラボオによると、教育の唯一の目的は、「人間にそのすべての能力を使用させ、そのすべての権利を享受させ、自由に発展される個人的存在のすべてから公的存在を誕生させる」ことである。<sup>(1)</sup>このように教育において自由を基礎とすることから、古代の立法者が行なってきたような、「自分達の制度を維持し普及させるに最も適当な手段として公教育(éducation publique)を利用」<sup>(2)</sup>、「若者を祖国の所有物(domaine de la patrie)と考える」<sup>(3)</sup>ところの国家の教育権が否定されるのである。

しかし他方、教育が完全に個人の自由に委ねられるものではなく、国民的な性格を持ったものであり、国が教育の計画と目的を示して公教育を組織する必要性は、次のように明らかにされている。すなわち、「現在の状況の下でもし教育が国民的観点(vues nationales)によって指導されないとすると、自由を脅かす重大な障害がその結果発生することが可能になる。祖国の希望はとりわけ次の世代を担う者達の中に存在する。そしてこのような世代は、彼等に

教える教師あるいは教育の最初思想をつかむ著作者から独立のものと考えることはできない。これらの著作者およびこれらの教師は、公的な道徳とは決して対立し得るものであってはならない。従って、国民の至上の意思 (volonté toute-puissante de la nation) が教師および著作家を国民の計画に対して拘束し、彼等に国民の目的を指示し、そして、知力が遠くにまで拡大していくように各地にアカデミー (académies) あるいは学校 (écoles) によるセンターを形成することが適当である。<sup>(3)</sup>

公教育を国民の意見によって方向づけるという以上のような考え方から、アカデミーおよび学校によって組織される公教育は、執行権ではなく、人民の選挙によって選任される執政官に従属するというのがミラボオの公教育計画の重要な点である。すなわち、「すべての改革のうちで第一のそして恐らく最も重要なことは、コレージュおよびアカデミーを人民を真に代表したところの、すなわち、人民によって選出され、かつしばしば更新される執行官 (magistrats) にのみ従属させることである。いかなる恒常的な権力も、このように恐るべき武器を自由なものとして持つべきではない」<sup>(4)</sup>のである。公教育を執行権に従属させた場合の危険性は次のようなものである。すなわち、「もしアカデミーが執行権に直接に、(immédiatement) 従属し続けると、執行権はアカデミーを構成するメンバーの進退を自由に処分することは明らかであり、そしてこれは直接的な方法で行なわれる。しかも同様に、より間接的にはその地位を占めようとする野心を持っている文筆家すなわち殆んどすべての文筆家の進退を自由に処分するのである。もし執行権が公立学校を組織し監督することを自己の義務とすると、教育は執行権の見解に、あるいはむしろ必ずしも人民の利益に合致していない(我々はこの点について担当の証拠を持っているが) 大臣達の見解に従属することになるであろう。」

このようにしてミラボオは、教育が執行権に従属することによって、特にその人事権によって時の政治権力の思想

説を強いられる危険性を鋭く指摘している。

論

- (1) A. P. 1er série, t. XXX, p. 513, 1er col.
- (2) Ibid.
- (3) Ibid., p. 513, 2e col.
- (4) Ibid., p. 514, 1re col.
- (5) Ibid.

(四) 「教える権利」の承認

公教育における教育の自由として、前述のように公教育を執行権から切り離し、人民によって選任された執政官に従属させることは重要な手段であるが、ミラボオはまた「教える権利」を承認している。教える権利は次のようにして正当化されている。

「すべての人間は自分の知っていることおよび自分の知らないことすら教える権利 (*droit d'enseigner*) を有する。社会は自由を害しない一般的手段によってしか、無知のべてんから個人を保護することができない。教育することとは商業 (*commerce*) の一ジャンルである。すなわち、売手は自己の商品を立派に見せようと努力し、買手はそれを判断して最も安く手に入れようとする。市場の見物人 (*spectateur*) でありかつ保証人 (*garant*) である公権力は、その売買を阻止したりまたは売買を成立させるために売買に参加することはできない。公権力は何人の権利も侵害しない行為をすべて保護する。公権力はすべての者に平穩を維持するためにしか登場してこない。<sup>(1)</sup>

ここで教育の自由をミラボオは「商業」の一種として捉えており、公権力の役割は教育の自由な市場、教育の売手と買手との自由な行動を保護するという消極的な役割にとどまるのである。このような考え方の基礎にあるのは、人

間は生れながら能力をもっており、自由を与えることによってその能力を延ばすという考え方である。すなわち、「社会の仕事はすべて自由でなければならぬ。この原則は疑い得ないものである。人間は能力およびその能力を用する権利をもって誕生する。立法者はこのような権利を侵害することも、またこのような能力を奪い取ることもできない」<sup>(2)</sup>のである。

(1) A. P. 1re série, t. XXX, p. 514, 2e col.

(2) Ibid., p. 516, 2e col.

以上みてきように、ミラボオの公教育計画の特徴は、教育の目的を人間の能力の自由な発展に求めて国家教育を否定し、公教育を政治権力から独立させるために人民の選挙によって選出更新される執政官に従属させると共に、「商業」の自由の一種として教える権利を承認していることである。

B タレイラン報告およびデクレ案

憲法制定議会議会解散の直前である一七九一年九月一〇日に、「公教育」(instruction publique)に関するタレイランの報告およびデクレ案が憲法委員会を代表して提出された<sup>(1)</sup>。しかし憲法制定議会では審議未了になり、後の立法議会の公教育委員会で退けられた。

(1) Archives parlementaires, 1re série, t. XXX, p. 447 et suiv. なお、タレイラン『ペリゴール』(一七五四—一八三八)は立憲派に属し、オータンの司教であったが、僧侶階級のなかでは革新分子であり、教会権力と国家権力の分離を熱心に推進した(桑原編・前掲書、六三六頁)。

(4) 公教育の組織および小学校の無償



タレイランの公教育に関するデクレ案は、前述した一七九一年憲法の公教育に関する規定を具体化するために作成されたものである。特に、一七九一年憲法の「教育のうちすべての人に不可欠の部分について無償」である点と、公教育の施設が、「王国の区分と結合された関係において段階的に配置される」点は次のように具体化されている。

まず、全学校体系は行政区劃と一致して、第一の段階は各カントン(canton)に一つ置かれる「小学校」(écoles primaires)で、第二の段階はディストリクト(district)に置かれる「地区学校」(écoles de district) (旧コレージュ)であり、第三の段階は県(département)に置かれる「県学校」(écoles de département) (旧大学学部)であり、このような学校体系の頂点にあらゆる教育をここに統合してあらゆる学問を完成しようとする「国立アンステイチュ」(Institut national)を置くのである。

公教育の管理は、「公教育一般委員会」(commission générale de l'instruction publique)に委ねられおり、この委員会には六名の教育委員(commissaires)と六名の視学官(inspecteurs)がおり、これらのメンバーは国王によって任命されるが、免職は立法府によってのみなされる。<sup>(1)</sup>

つぎに、公教育の無償については、「小学校は無償であり、差別なしにすべての市民の子供に開かれている」<sup>(2)</sup>(小学校法第一条)という規定によって小学校の教育が無償とされている。その理由は、初等教育が「その構成員に対する社会の真の負債である」<sup>(3)</sup>と報告の中でタレイランによって説明されている。他方、公教育の義務性は次のような理由で否定されている。<sup>(4)</sup>

「国はすべての者に教育の大きな福利を提供するが、しかし国は教育を何人にも強制しない。国は各家庭が同様に父親がその校長たる一つの小学校であること、その教育がたとえ徹底さにおいて劣るとしてもより説得でより深いものであることを知っている」からである。このことは、自然の理にかなった子供を保護する親の権利を尊重し、厳格

な国家教育を防止するためでもある。すなわち、「国は子供の幸福を父親の愛情の保護の下に置いて、子供が個人的義務に従って自ら自己を決定する権利を有するようになるまでは、子供に関係深いことについて発言する世話を父親に委ねるという自然の永遠の合目的性を尊重するであろう。厳格な国家的教育を樹立するために、まず最初に大多数の住民から市民の称号を奪い、住民を最も奇怪な隷属に陥し入れ、ついで、常に自然の声によって反対されている法律によって、あらゆる家庭のきずな、あらゆる父親の権利を破壊せしめたところのかの峻厳な共和国の誤謬を、国は防止するであろう。」

(1) A. P. 1er série, t. XXX, p. 499.

(2) Ibid., p. 480, 2e col.

(3) Ibid., p. 454, 1re col.

(4) Ibid.

(四) 公教育の内容および教科書の選定

小学校教育の目的は、「すべての子供に彼等の最初のかつ不可欠な義務を教え、彼等の行動を方向づけるべき原則を彼等に浸透させ、そして、無知の危険を予防して彼等をより幸福な人間かつより有用な市民にする」ことであり、その教育内容は、「知的能力の発展」、「道徳」および「体育」である。<sup>(1)</sup> 知的能力の発展は、読み、書き、フランス語の基本、算術等であり、道徳の中に、「宗教の原則」も入っている。

またタレイランは憲法教育を強調しており、憲法が国民に浸透するためには教育が重要な役割を持っていることを指摘しているのは注目される。すなわち、「もしも憲法が我々の法典のうちに存在するだけならば、もしこの法典から全市民の魂の中に憲法の根を下ろさないならば、もし憲法が全市民の魂に絶えず新しい感情新しい風習新しい習性

説論

を刻み込まなければ、憲法は真に存在しているだろうか」という問を發し、それは「教育の毎日のそして常に増大していく行為」によることを明らかにすると同時に、人間が自由かつ平等であると宣言されたことに伴って、「教育が市民的自由の領域を絶えず拡大し、教育のみがあらゆる種類の専制政治に反対して政治的自由を維持させることのできるもの」であり、教育が事実上の不平等を軽減するよう努めて法的平等を確立するものである<sup>(2)</sup>のである。さらに、「人權宣言と憲法の原則とが将来子供のための新しい教理問答 (catechisme) になり、それが王国中の最も小さな学校でされ教授される<sup>(3)</sup>」というのである。

小学校の教科書は次のようにして選定される。競争試験が開かれ、志願者は自己の著書をまず公教育委員に提出し、つぎに国立アンステイチュに廻わされ、国立アンステイチュの審査を経てから公教育委員が国民議會に報告して、国民議會が決定するのである(小学校法第九條<sup>(4)</sup>)。地区学校の教科書も同様の手続で決定される(地区学校法第二二条<sup>(5)</sup>)。

(1) A. P. 1re série, t. XXX, p. 480.

(2) Ibid., p. 448, 1re col.

(3) Ibid., p. 450, 1re col.

(4) Ibid., p. 480-481.

(5) Ibid., p. 482, 1re col.

㊦ 私立学校の自由の承認

公教育に関するデクレ案の「教育の自由」(liberté de l'enseignement)の部分では、「公教育に関する一般的諸法律に従って教育施設を開設することは、すべての個人にとって自由である。市町村庁に通知し、教育施設の規則を

公表することが義務づけられる<sup>(1)</sup>」という規定を設けて、私立学校の自由を承認している。

(一) A. P. 1re série, t. XXX, p. 499, 2e col.

以上みてきたタレイラン公教育計画の特徴は、公教育管理機関としての教育委員会の設置、公教育組織として行政区劃に対応した四段階の学校、小学校の無償性の承認と義務性の否定および親の教育する自然権の承認、小学校教育の内容として知的、道德的および身体的教育、教科書の競争試験、私立学校の自由の承認である。

タレイランの公教育に関するデクレ案は一七九一年九月二五日の議会で審議日程にのぼったが、憲法制定議会の残り期間の少ないことを理由にした審議延期の意見が多数を占め、次の立法議会に委ねられた<sup>(1)</sup>。

タレイラン案についての議会の反応は、立憲君主派からは歓迎されたが、左翼からは歓迎されず、世論の反応も当時の新聞は一部の例外を除いて顧慮しなかったことが指摘されている。特に、第一段階の教育のみを無償とする原則は、憲法制定議会のブルジョワ的傾向に対応し、タレイランおよびシェイエスの個人的見解に合致したものであった<sup>(2)</sup>。

(一) A. P. 1re série, t. XXXI, pp. 324-325.

(二) Ch. Fourier, op. cit., p. 23 ; M. Gontard, op. cit., p. 86.

(三) L. Grimaud, op. cit., t. II, p. 79.

(四) Paul Bastid, Sieyès et sa pensée, nouvelle édition, Paris, Hachette, 1970, p. 144.

C コンドルセ報告およびデクレ案

一七九一年一〇月一日に開会した立法議会は、一〇月一四日に公教育委員会を設置し、その委員長にコンドルセが

説論

選出された。公教育委員会は憲法制定議會より審議を委ねられていたタレイラン計画についてドゥ・ブリ(De Brye)に検討を命じ、その検討の結果が一七九二年一月二五日に報告されたが、以後タレイラン案は委員会の議題にのぼることはなかった。公教育委員会の審議ではコンドルセが主導権を握り、三月五日には委員会はコンドルセを議会の報告者に選んだ。四月九日に「公教育の一般的組織に関する報告およびデクレ案」(Rapport et Projet de décret sur l'organisation générale de l'instruction publique)が委員会に付託され、コンドルセはそれを一七九二年四月二〇日および二二日に立法議會で報告した。<sup>(1)</sup>

「アンシクロペディストの最後を飾る学者として、広汎・多彩な知識を有し、フランス革命の進展に一個の有力な推進力の役目を果たした指導的な啓蒙哲学者」であるコンドルセは、教育の問題には以前から関心を持っており、極めて独創的で興味ある公教育計画を提案している。<sup>(2)</sup>

(1) コンドルセ報告およびデクレ案は、Archives parlementaires, 1re série, t. XLII, pp. 192-195, 227-246 により、訳文としては、野田良之「コンドルセの民主主義教育論」(国家学会雑誌六一巻一号、一九四七年、渡辺誠訳『革命議會における教育計画』岩波文庫、一九四九年、松島鈞訳『公教育の原理』明治図書、一九七〇年を参照)。

コンドルセについては、Francisque Vial, Condorcet et l'éducation démocratique, 1906, Reimpression Genève, Slatkine, 1970・野田良之「コンドルセの民主主義教育論」(国家学会雑誌六〇巻六号、二二号、鈴木秀男「コンドルセと教育の独立」一橋論叢四一巻五号)。

(2) 野田・前掲論文、国家六〇巻六号三六―三七頁。

(3) 一七九一年に『Cinq Memoires sur l'instruction publique』を発表している。

(4) 公教育の必要性およびその組織

コンドルセは報告の冒頭において、すべての個人に与えられる国民教育を、個人の福利の観点および社会一般の利

益の観点から公権力の義務としている。<sup>(1)</sup>すなわち、「人類のすべての個人にその必要を充足し、その福祉を確保し、その権利を認識し行使し、義務を理解しこれを履行する手段を提供すること、各人に自己の技能を完成し、それに参与する権利のある社会的職務に就く能力を与え、自然から受けた才能を十分に発達させることを容易にすること、そしてこれによって市民の間に事実上の平等を樹立しかつ法律によって承認されている政治的平等を現実のものにすること」が、「国民教育 (instruction nationale) の第一の目的である」。そして、「このような観点から国民教育が公権力の当然の義務」とされると同時に、「社会の共通利益によって、人類全体の利益によって公権力に課されている義務」でもある。

コンドルセは教育を五つの段階に分けている。第一段階は「小学校」(écoles primaires)、第二段階は「中学校」(écoles secondaires)、第三段階は「アンスティチャ」(instituts)、第四段階は「リセ」(lycées)、第五段階は「国立学術院」(Société Nationale des Sciences et des Arts)であり、小学校と中学校が初等教育、アンスティチャが中等教育、リセが高等教育に該当する。国立学術院は、「公教育全般を監督指導すること、(2)教授法の完成および単純化に寄与すること、(3)発見によって科学および技術の限界を拡大すること、(4)他国の発見をフランスに取り入れるために外国の学会と連絡を行なうこと」(デクレ案第六章第一条)を目的とするものである。

(一) A. P., *Ire. série*, t. XLII, p. 193, *Ire col.*

#### (四) 公教育の独立

政治権力からの公教育の独立を確保するためにコンドルセは、公教育の管理をそれぞれ公教育体系内の上位機関が下位機関を指導監督するという極めて独創的な解決方法を提示している。すなわち、リセの教育の指導監督について

は、重要な問題について国立学術院の各部門がその会員三名によって構成される教育指導委員会(directoire d'instruction)が行ない(デクレ案第七章第一条)、アンステイチュの指導と視察は、通常はリセの構成員六名より構成される教育指導委員会が、重要な問題はリセの全構成員の総会(conseil général)が行ない(同上第三条)、中学校および小学校の指導と視察は、通常はアンステイチュの構成員四名よりなる教育指導委員会が、重要な問題はアンステイチュ全構成員よりなる総会が行なう(同上第六条)のである。つまりコンドルセの説明を借りると、「国立学術院、リセ、アンステイチュの中に設置される指導委員会が下位の学校の通常の監督を担当し」、「重要な問題については、国立学術院の部門の一つまたはリセあるいはアンステイチュの教授会(assemblée des professeurs)に決定権限が属する」ことになるのである。このようにして教育の独立が保障され、「支配の精神の危惧の念を起こさせるような特別の機関を指導監督に要求しない」のである。

つぎに、各教育機関の人事は次のようになっている。国立学術院については、会員の選挙により新会員を任命する(デクレ案第八章第一条、第三条)。リセの教授は国立学術院が選任する(同上第四条第五条)。アンステイチュの教授はリセの教授によって選任されるが、市町村庁は教授候補者の名簿を減員する権利を有する(同上第六条第七條)。中学校および小学校の教員については、候補者名簿は当該地区のアンステイチュの教授によって作成され、選任は、中学校教員についてはその学校所在地の市町村の総評議会(conseil général de la commune)が行ない(同上第八条第九條)、小学校教員については、当該学区の家父集会(assemblée des pères de famille)が行なう(同上第一〇条第一条)のである。

小学校の教員の選任について、家父集会に選任権を与えたのは、「生徒が若年であり、教師の道德的資質が生徒に一層大きく影響し、極めて初歩的な知識を教えることだけが問題となる小学校の教員については、来るべき世代の幸

福をはかる責任を自然から負わされた人達、もしくは少なくとも生徒の最も直接の代表者の意見を手引きとしなければならぬ<sup>(2)</sup>」からであると、コンドルセは報告の中で説明している。ここで親のいわば自然権の発動として、教員の選任権が説明されていることは特に注目しなければならない。

以上のように制度化されている教育の独立の理論的基礎はいかなるものであるかについて、コンドルセは次のように明確に理論づけを行なっている。

まず、真理教育の観点から政治権力からの教育の独立を説き、最終的には公教育を腐敗することの最も少ない議会に従属させようとしている<sup>(3)</sup>。すなわち、「あらゆる教育の第一条件は真理のみを教育することから、公権力が教育に設置する施設は、すべての政治的権威 (autorité politique) からできる限り独立していなければならないということである」が、「しかしながら、この独立は絶対的なものではあり得ないから、同じ原則から、人民の代表者の議会 (Assemblée) にのみこれらの教育施設を従属させなければならないことが結論される」。その理由は、「すべての権力のうちで議会こそ最も腐敗することが少なく、また最も個人的利害によって左右されることも少なく、知識を有する人間の総意を最も反映し易いからであり、特に議会はあらゆる変革の本質的な発生地であるので、それは知力の進歩を阻害することが最も少ないものであり、知力の進歩がもたらすべき改善に反対することもまた最も少ない」からである。ここで公教育を議会に依存させる理由は、議会がすべての権力のうちで最も腐敗することが少なく、学問の進歩に反することが最も少ないという前提に立っての議論であることに注意しなければならない。

つぎに、コンドルセは教育の独立を人権の一部として把握し、何が真理であるかはそもそもいかなる権力であつてもそれを決定することができないことを指摘している<sup>(4)</sup>。すなわち、「教育の独立性というものはいわば人権 (droits de l'espace humaine) の一部をなすものである。人間はその未知の限界がたとえ存在するにしても現在考え得ると



説  
論

ころをはるかに越えている完全可能性を自然から授っており、新しい真理の認識が人間にとってその幸福と栄光の源泉であるこのような悦ばしい能力を発達させる唯一の手段であるから、一体いかなる権力が人間に、諸君が知る必要があることはこれである、諸君が止まらなければならない限界はこれである、という権利を保有できるのであろうか。真理のみが有用であり、すべての誤謬は悪であるから、いかなる権力といえども、いかなる権利によって何処に真理が存在し誤謬があるかを敢えて決定し得るであろうか」というのである。

さらに、教育の独立を思想の自由に根拠づけている。すなわち、「既存の法律の基礎として仕えてきたものと相反する意見 (opinion) を教えることを禁止しようとする権力は、思想の自由 (liberté de penser) を直接侵害するものである」<sup>(5)</sup>、というのである。思想の自由は公教育の非宗教性にも結びついている。「憲法は各個人に自己の宗教を選択する権利を認め、フランスのすべての住民の間の完全な平等を樹立しているのであるから、一部の市民の子供達を排除して社会的利益の平等を破壊したり、意見の自由に抵触する優位を特定のドグマに与えたりすることは公教育において許されないのである。したがって、道徳とあらゆる特定宗教の原則を分離すること、そして公教育においていかなる宗教的教育も認めないことが厳格に必要なのである。」<sup>(6)</sup>

(1) A. P., 1re série, t. XL II, p. 235, 2e col.

(2) Ibid., p. 235, 2e col.

(3) Ibid., p. 193, 2e col.

(4) Ibid., p. 237.

(5) Ibid., p. 237, 2e col.

(6) Ibid., p. 230, 2e col.

ハ 公教育の無償性および国家給費制度

教育の機会均等を実現するために、コンドルセ計画は、全段階の教育を無償とすると共に、国家給費生 (élèves de la patrie) を設ける。

コンドルセの説明によると、この計画において、「我々が第一に配慮すべきことは、事情の許す限り、一方では教育を平等かつ普遍的ならしめ、他方では完全ならしめるということであると考えた」<sup>1)</sup>のである。このような教育の平等から、教育の無償性が引き出されている。すなわち、「これら四段階の教育は完全に無償となるであろう。憲法は第一段階の教育の無償を規定している。そして普通教育と見なされ得る第二段階の教育もまた無償でなければならぬ。そうでなければ、租税の場合は財産的能力に応じて支払うながら、中学校の教育費用の方はそこに入学させている子供の数に応じて支払うにすぎないという最も富める階級に有利な不平等が出現することになる。その他の段階に関しても、最も数の多い貧困階級の子供達にその才能を発達させる可能性を与えることが公共の繁栄のために重要である。このことは祖国に奉仕し得る多数の市民を祖国に、科学の進歩に貢献し得る人々をもっと多く科学に確保する手段であるばかりでなく、財産の差異から生ずる不平等を減少させ、この財産の差異のために分離する傾向のある諸階級を融合させる手段でもある」<sup>2)</sup>というのである。

一七九一年憲法そして前述のタレイラン計画が小学校のみを無償としていたのに対して、コンドルセ計画は全段階の教育を無償とすることによって、財産による社会的不平等を是正しようとしたのである。

国家給費生は、最も秀れた才能と行為を示す青年に対して、上級の教育段階への就学便宜を図るための国庫による奨学生である(デクレ案第九章)。

(一) A. P., 1re série, t. XL II, p. 193.

(二) Ibid., p. 232, 1re col.

(二) 公教育の内容および教科書の作成

農村部の小学校では、「読み書き」、「算術の規則、農村部の住民に必要な道徳的・自然的かつ経済的知識の初歩」が教えられ(デクレ案第二章第一条)、都市部の小学校では、同様の教科ではあるが農業に関する知識よりも技術および商業に関する知識に重点が置かれる(同上第二条)。中学校では、「(1)フランスおよび近隣諸国の歴史および地理を正確に話しかつ書くために必要な文法上の概念、(2)機械技術の原理、商業の実務初歩、図画、(3)道徳および社会科学の最も重要な点を、主要な法律の解説および協約と契約の規則と共に説明すること、(4)技術、農業および商業に関する数学、物理学および博物史の初歩」が教えられる(デクレ案第三章第一条)。アンステイチェ以上は専門教育である。

このように小中学校の教育は「知育」(instruction)に限定されている。「訓育」(éducation)を否定して、公教育の目的を「知育」に限定するのがコンドルセの公教育論の特徴であり、『公教育に関する第一の覚書』では、その理由を、親の子供を養育する自然権、思想および宗教の自由の尊重に結びつけており、かつ、真理教育の前提から公権力は思想を真理として教授する権利を有しないことに求めている。<sup>(1)</sup>

教科書(livres élémentaires)については、コンドルセの報告の中で次のように述べられている。<sup>(2)</sup>「小中学校においては、すべての市民、すなわち公教育に寄与しようという熱意のあるすべての人々に開かれた競争試験」により、「アンステイチェにおいては、教科書の著者が指定され」、リセについては、「教授が担当すべき講義内容が科学の名に値するものでありさえすれば、何らの制約も課されない」のである。デクレ案では「小学校」の章で教科書に関

する規定があり、教科書は、「科学の現在の進歩が指示する最良の教育方法に基づき、かつ憲法により承認された自由、平等、慣習における純粋性および公事 (*chose publique*) に対する献身の原則に基づいて編纂される」(第二章第五条)と規定されており、教科書の内容が教育方法に関する科学の成果と憲法の原則によって作成されなければならないことが明らかにされている。教科書選定手続についての具体的な規定はないが、恐らく、「教育全般を監督指導し」、「教授法を完全にする」任務を持った国立学術院の任務として予定されていたのであろう。<sup>(3)</sup>

(1) 松島訳・前掲『公教育の原理』三二頁以下参照。

(2) A. P. I<sup>re</sup> série, t. XL II, p. 232, 2<sup>e</sup> col.

(3) 同頁、野田良之「フランスにおける教育の自由」教育二七二号、二二頁。

(3) 私立学校の自由の承認

私立学校設置の自由は、報告の中で次のように承認されている。<sup>(1)</sup>「すべての市民は自由に教育施設を開設することができるので、国立学校にとってこれら私立教育機関の水準を少なくとも維持することがまた絶対に必要である。そして、自由ないしむしろ平等が公立学校施設において存し得ると全く同様に私立教育機関にも存することになる。」そしてこのような私立学校の存在が自由に構成される学会の存在と共に、公教育の独立性の濫用に対する抵抗となることが期待されているのである。

(一) A. P. I<sup>re</sup> série, t. XL II, p. 237, I<sup>re</sup> col.

以上五点にわたって検討を加えてきたコンドルセの公教育計画は極めて独創的なものである。その重要な点は、公教育の五段階組織、上位教育機関による下位機関の指導監督、小学校教員の家父集会による選任、思想の自由に根拠

を置く人権の一種としての公教育の独立、思想の自由の尊重を理由とする教育内容の「知育」への限定、小中学校教科書作成への市民の参加、教育の機会均等の実現のための全教育段階にわたる教育の無償性と国家給費生の制度、私立学校の自由の承認などであり、何よりも公教育の自由に堅固な理論的基礎を与える公教育計画案としてコンドルセは革命期の諸計画の中でも際立っている。

コンドルセ案は実定法として成立するに至らなかったが、後にみるように、その後革命議会に提出される諸公教育計画に大きな影響を与えている。しかしコンドルセ案が実定教育制度にどのような影響を及ぼしたかという問題については、コンドルセ案が「単なるひとつの案にすぎなく」、「コンドルセの教育計画に見られる考え方は現代にいたるもいづれの国でも実現されておらず、教育制度史的にはあまり意味のないもの」であるという解釈もわが国でなされている<sup>(1)</sup>。もとより、ある思想家の計画案ないし思想が実定制度にいかなる影響を及ぼしたかという問題を実証的に説明することはかなり困難な作業ではあるが、筆者も今後の論述の中で説明したいと考えている。しかしながら、さしあたり、コンドルセの後世の公教育制度への影響は、コンドルセ研究家が一致して認めるところであることを指摘しておく<sup>(2)</sup>。

なお、一八世紀啓蒙思想家たるコンドルセの公教育の自由論の限界として指摘できるのは、教師の集団の形成を否定していることである。コンドルセは、『公教育に関する第二の覚書』の中でこのことを論述しているが、このような考え方は、一七九一年のル・シャブリエ法 (Loi Le Chapelier) による労働者の団結権の否認と同様の中間団体 (corps intermédiaire) の否認という当時の個人主義的自由主義の観念に基づくものである。このような個人主義的自由の観念は一九世紀後半より否定されていき、教師の教育の自由にとっては集団の形成が重要な要素になっていくのである。

(1) いわゆる家永訴訟の『控訴人第二準備書面』(二二―二三頁)での控訴人の見解。

(2) 野田・前掲「フランスにおける教育の自由」二二―二三頁。この論文で挙げられているコンドルセ研究家の諸説の他では、Vialは次のように指摘している。Vialは、コンドルセがフランスの公教育制度の真の組織者であると同時に民主主義教育理論の創設者であることを指摘してから、後者については、「彼の真の栄光は民主主義教育の偉大な理論家であったことである。民主主義の諸原則と諸目的を決定するのに彼ほど寄与したものはいない。民主主義教育が含むすべての重大な問題、教育の自由、教育に対する国の権利、教育の無償性、教師の選択などについて、彼が理論を築いたということができる。その理論は実り豊かであり、そしてその成果は汲み尽せるものではない。民主主義教育が我々の社会において完全に実現されるために、コンドルセが結びつけそして今日我々が結びつけている学校形式から何日の日か離れなければならないとしても、コンドルセは、依然として、とり得るすべての措置、民主主義教育のためになされ得るすべての建設の真の推進者たるのである」(F. Vial, op. cit., pp. 6-7)と書いている。

なお、松島教授も、「世界の近代教育史は、コンドルセが提示した諸原則の実現のプロセスであるといっても過言ではないであらう」(松島訳・前掲『公教育の原理』二三六頁の解説)という評価を与えている。

(3) 松島訳・前掲『公教育の原理』一〇〇頁。

## 第二節 ジロンド期およびモンターニュ期における教育の自由(一七九二年九月―一七九四年七月)

一七九二年八月一〇日の王政顛覆によって、一七九一年憲法はその発効後一年ならずして終りを告げ、立法議會は新たな憲法制定議會を召集することにし、それを「国民公会」(Convention)と名づけた。国民公会ははじめて普通選挙で選出されたが、投票率は非常に低く、七百万名の選挙人中投票した者は約一〇分の一にすぎなかった。

国民公会の構成は、選挙人国内における公愛国者(『patriotes』)の優位にもかかわらず、ブルジョワ、小商人、小職人およびとりわけ公法律家(『hommes de loi』)によって構成されており、七五〇名の議員中労働者は二名しかおらず、法律家が三分の一以上占めていた。<sup>(1)</sup>議員は最初から三つのグループに分かれ、左翼には、パリの議員を中心と

説する「モンターニュ派」(Montagnards)が約二百名の議員を集め、右翼には、「ジロンド派」(Girondins)が特に南部および西部を代表してモンターニュ派より若干少ない数で占め、中間には、「平原派」(Plaine)または「沼沢派」(Marais)がいて固定した政治的意見を持っていなかった。<sup>(2)</sup>

一七九二年九月二日に国民公会は開会され、早速憲法制定に取りかかり、翌九三年二月一五日コンドルセの起草になる憲法草案が提出されたが成立するに至らなかった。ついで、モンターニュ派の政權掌握後に新たな憲法制定に取りかかり、六月一〇日に憲法草案が提出され、六月二四に国民議會で採択され、七月の人民投票で承認されて、一七九三年憲法が成立したが、実際には適用されなかった。

公教育計画については、まず、ジロンド期において、ランテナス(Lanthenas)報告およびデクレ案が一七九二年一二月一二日、ロナム(Ronne)報告およびデクレ案が同年十二月二〇日に提出され、翌一七九三年五月三〇日には小学校設置法が成立した。つぎに、モンターニュ期においては、シェイエス＝ラカナル(Sieyès-Lakanal)デクレ案が一七九三年六月二六日の国民公会に、ルベルチェ(Lepelletier)計画が同年七月一三日にロベスピエールによって朗読され、ブウルドン(Bourdon)修正案が八月一日に提出されダントン(Danton)提案によるルベルチェ修正案が八月一三日に可決され(一〇月一九日取消)、パリ県の請願に基づくデクレ案が九月一五日に可決(翌一六日停止)され、ロナム国民学校法案が一〇月一日に提出され、一九日から三〇日の間に可決され、ブキエ(Bouquier)法が一二月八日に提出され、一二月一九日に可決された。

(一) J. Godechot, op. cit., p. 275.

(二) ソブールは国民公会の階級構成を次のように説明している。右翼のジロンド派は、「人民の要求する制限に反対して財産と経済的自由を守ろうとする、持てる商工業ブルジョワジーを代表」し、左翼のモンターニュ派は、「戦争とその諸結果、生活費の

値上り、失業、不十分な賃銀に苦しむ職人、労働者、商店主、消費者などの庶民階級を代表」し、中央党の平原派ないし沼沢派は、「革命を守ろうと決意した、まじめな共和主義者たちの活動層からなっている」が、「ブルジョワジーの代表者で、経済的自由主義の賛成者であり、本当は庶民階級を恐れていた」(ソブール、小場瀬・渡辺訳『フランス革命』下巻、岩波新書、一九五三年、二二頁以下)。

#### 一、ジロンド憲法草案およびモンターニュ憲法

##### A ジロンド憲法草案

国民公会は一七九二年九月二十九日から憲法制定に取りかかり、同日、九名のメンバーで構成される憲法起草委員会を設置した。委員会のメンバーは、ダントンを除いて、すべてジロンド派から選出された。他の八名のメンバーは、トーマス・ペイン (Thomas Paine)、ブリッソン (Brissot)、ペシオン (Pétion)、ヴェルノオ (Vergnaud)、ジャンソネ (Gensonné)、バレール (Barère) およびコンドルセである。しかし現下の政治情勢、ついで国王ルイ十六世の裁判が委員会の作業を遅らせ、委員会が実際に仕事に取りかかったのは一七九三年一月二一日になってからである。

憲法委員会は憲法制定議會を支配した観念とは著しく異った観念に支配されており、一八世紀の社会哲学およびルソーの著作に一層の関心を払っていた。<sup>1)</sup> 憲法委員会はコンドルセによって起草された草案を殆んど修正することなく採択して、一七九三年二月一日にこの憲法草案をコンドルセの報告と共に国民公会に提出した。<sup>2)</sup> この憲法草案は、全三三ヶ条からなる「人間の自然的・市民的・政治的権利宣言」(Déclaration des droits naturels, civils et politiques des hommes) が置かれている。

この権利宣言においては、第一条で、「人間の自然的・市民的および政治的権利は、自由、平等、安全、所有、社



説論

会的保障および圧制への抵抗である」ことが明らかにされている。思想の自由は第四条において、「すべての人間は、自己の思想および自己の意見を表明することが自由である」と宣言されている。教育については第二三条で、「初等教育 (instruction élémentaire) は、すべての者に必要であり、社会はそのすべての構成員に等しくその義務を負っている」と規定して、初等教育に対する社会の義務を明確にしている。

ジロンド憲法草案の審議は四月一七日から開始された。初等教育に対する社会の義務を規定した第二三条については、四月二二日に次のような議論が行なわれた。<sup>3)</sup>

ロジェ・デュコス (Roger Ducos) は、原案にある「instruction」(知育) という言葉を「education」(訓育) によって置き代えることを提案し、その理由として、instruction は「書斎の人間を形成する」ものであるのに対して、教育にとつては、「人民が彼等の個人的利益のためと彼等の権利の行使を享受するために学習すべきことを市民に教えることでは十分ではなく」、「敵に対して、外国勢力の傭兵軍隊に対して自らの力で戦争を行なっている民族の下で、その開花と発展が共和主義者を養成するために必要なすべての能力を生み出し拡大しなければならない」ため、このような共和主義教育のために instruction では不十分で、education でなければならないというのである。これに対して、ロンムは instruction が「精神の陶冶」を示し、education が「習俗」を語るので、この二つの言葉を併記することを提案して、ティリオン (Thirion) およびシェニエ (Chénier) がこれを支持した。オッドラン (Audrein) は、education という言葉が「すべての道徳的かつ身体的能力を含む」ので、education を使うことを主張した。しかし最後にルッ (Roux) が立ち、instruction という言葉は、「知ることが必要とされることの知識」を意味し、すべての市民の教育には instruction で十分であることを主張して、原案を支持し、結局議会では原案通り採択された。

「知育」(instruction) か「訓育」(education) かという問題は、前述のようにコンドルセが公教育論の中で問題にしたところで、ジロンド憲法草案もコンドルセの考えに従って、すべての者にとって必要な初等教育を「知育」に限定することを明らかにしたのである。

四月二二日中に権利宣言の全規定の審議が終了し、ロベスピエールが権利宣言の規定の追加を要求した。四月二四日に、ロベスピエールの演説と人権宣言案の提出が議会で行なわれた。<sup>(4)</sup> ロベスピエールは、ジロンド人権宣言が「人間のためではなく、金持のため、買占め人のため、相場師のためおよび圧制者のために作られているように思われる」ことを明らかにして、このような弊害を是正するためには、一の社会的制度(institution sociale)たる所有に規制を加えなければならないことを主張したのである。<sup>(5)</sup> ここにジロンド派とモンターニュ派の指導者たるロベスピエールとの対立が顕著に表われている。

憲法制定の審議は、特にジロンド派とモンターニュ派との抗争の激化の中で進まないうちに、一七九三年六月二日にモンターニュ派が政権を掌握して、ジロンド憲法草案は葬り去られたのである。

(1) J. Godechot, op. cit., p. 276.

(2) Archives parlementaires, 1re série, t. LVIII, p. 583 et suiv. ; Réimpression de l'Ancient Moniteur, t. 15, p. 456 et suiv.

(3) A. P., t. LXIII, pp. 109-110.

(4) Ibid., pp. 197-200.

(5) ロベスピエールの人権宣言案は、所有権に関し次の四カ条を規定している。「所有は、各市民が法律によって保障された財産の部分を享受し、処分する権利である。」(六条)。「所有権は、他のすべての権利と同様に、他人の諸権利を尊重する義務によって限界づけられる。」(七条)。「所有権は、同胞の安全、自由、生存、所有を侵害することはできない。」(八条)。「こ

説

のような原則に違反するすべての取引は不法であり、非道徳である。」(九条)。

論

B モンターニュ憲法の制定

モンターニュ派は政権掌握後直ちに新憲法の制定に取りかかり、一七九三年五月二九日に、エロオ・ドゥ・セシエール (Herault de Séchelles)、ラメル (Ramel)、クットン (Couton)、サン＝ジュスト (Saint-Just) およびマチュウ (Mathieu) の五名の議員が新しい憲法草案作成のために公安委員会に加えられた。エロオ・ドゥ・セシエールが六月一〇日の国民公会に憲法草案と報告を提出した。<sup>(1)</sup> 六月一〇日に提出された憲法草案には、全三〇条よりなる「人權宣言」(Déclaration des droits de l'homme) が前に置かれているが、この人權宣言案はジロンド草案の権利宣言とほぼ同じものであった。特に違いとして目立つところは、第一条が「社会における人權は、平等、自由、安全、所有、社会的保障および圧制への抵抗である」となって、ジロンド草案とは、「平等」と「自由」との順序が入れ変って、「平等」が前に置かれたところにある。教育についての第二条はジロンド草案第三条と同じ規定である。

しかしながら、六月二二日の議会で、エロオ・ドゥ・セシエールは前の人権宣言案を、「明確な言葉で起草したが、それを読み返してみても余りに無味乾燥であることに気がついた」ことを理由に、新しい人権宣言案を提案した。<sup>(2)</sup> 新しい「人間および市民の権利宣言」(Déclaration des droits de l'homme et du citoyen) は全三五条よりなっている。その第一条では、「社会の目的は共同の幸福である。政府は、人間にその自然的かつ時効により消滅することのない権利の享受を保障するために設けられる。」と規定し、第二条では、「これらの権利は、平等、自由、安全、所有である。」となっている。教育については第三条で、「教育 (instruction) はすべての者の必要である。社会は、そのすべての権限により公共的理性の進歩を助長し、教育をすべての市民の手の届くところに置かなければなら

ない。」と規定して、旧規定の表現を変えているが内容はほぼ同じである。憲法本文では、「権利の保障について」の章で、「普通教育」(instruction commune)を人権として保障している(第二二条)。

一七九三年六月二三日に人権宣言の審議が行なわれ、人権宣言案を全体として一括して投票することが提案され、人権宣言案が採択されたが、右翼は審議に参加しなかった。<sup>(3)</sup>翌二四日にモンターニュ憲法全体が国民公会で万場一致で採択された。<sup>(4)</sup>

- (1) Archives parlementaires, 1re série, t. LXVI, p. 256 et suiv. ; Réimpression de l'Ancient Moniteur, t. 16, p. 616 et suiv.
- (2) A. P., 1re série, t. LXVII, p. 106 et suiv. ; Moniteur, t. 16, p. 728 et suiv.
- (3) A. P., t. LXVII, p. 108 ; Moniteur, t. 16, pp. 728-729.
- (4) A. P., t. LXVII, p. 143 ; Moniteur, t. 16, p. 740.

## 二、公教育に関する諸計画案および法令

### (一) ジロンド期

#### A ランテナス報告およびデクレ案

公教育委員会は、まずコンドルセ案を基礎として採用して、積極的な成果を迅速に提出するために小学校に関する案を分離して、ジロンド派のランテナスに報告を委ねた。<sup>(1)</sup>「初等教育組織に関するデクレ案」(Projet de décret sur l'organisation de l'enseignement primaire)は、十二月二日の国民公会に、報告担当者であるランテナスに代ってシェニエによって提出された。<sup>(2)</sup>

ランテナスの報告では、公教育委員会が「ここに諸君に提出する作業の基礎として、公教育委員会の名において立法議会に提出された計画を採用した」<sup>(3)</sup>として、この小学校法案がコンドルセ案を基本的に承継したものであることを

説  
明らかにしている。この小学校法案は全五章より構成されており、第一章および第二章はコンドルセ案の小学校に関する第二章に対応しており、第三章は「フランス語が住民の日常語になっていない地域に対する特別規定」、第四章は「教員の報酬と学校の建物」、第五章は「教員の任命方式」となっている。

- (1) ランテナス報告は、Archives parlementaires, 1re série, t. LV, pp. 33-36.
- (2) ランテナスデクレ案と審議は、Ibid., p. 25 et suiv.
- (3) Ibid., p. 34, 1re col.

#### B ロンム報告およびデクレ案

一七九二年二月二〇日に、モンターニュ派のロンムが公教育全般に関する報告と全八ヶ条よりなる「公教育の一般的計画の主要な基礎に関するデクレ案」を提出した。<sup>1)</sup>

ロンム案の第一の特色は、全公教育を、(1)小学校、(2)中学校、(3)アンステイチュ、(4)リセの四段階に分けている(デクレ案第一条)ことである。これらの公教育は、「すべての個人にとって必要な部分」と「社会にとって必要ではあるが、すべての者が受けることは必ずしも可能でないような部分」の二つに分けられ、小学校と中学校を前者の部分に、アンステイチュとリセを後者の部分に帰属させている。<sup>2)</sup>

第二の特色は、全教育段階が無償とされることである。教育は全段階にわたって「共和国の費用で行なわれるべきもの」とされ、全段階について無償とされている(デクレ案第七条)。その主たる理由は、教育はすべての者に有益であり、特に貧者にとって利益であり、そして、「絶対的無償性によって、教育はより広般に、より平等に、より自由により、そして意見からより独立するようになり、技術と科学とはより十分に陶冶され、祖国にも奉仕するだろう」と

いうことを報告の中でロムムは述べている。<sup>(3)</sup>

第三の特色は、公教育の執行権からの独立である。公教育における教育の独立については、教育を執行権ならびに行政機関から独立させることが必要不可欠であることを指摘して、その理由を次のように述べている。<sup>(4)</sup>「知力の普及は決して行政の目的となるものではない。それを、大きな利益の問題に専念するが技術および科学とは無関係な諸権威に引き渡すことは、人間精神の最も立派な権利すなわち、自然の限界以外に人間精神の完全性についての限界を承認しない権利を侵害することになるであろう。共和国に諸君が与える組織がどのようなものであれ、非常に大きな権威を持つということは執行権の本質に由来するものである。そして執行権は世論を決して自己の意のままに指導してはいけない。というのは、世論のみが執行権を有効に監督できるからである。執行権の掌中に公教育のような能動的な道具を与えて、執行権が強大になることのないように警戒しよう。この手段を用いれば、邪悪な代理人は来るべき世代の中に自分達の同世代の者になし得たような悪の萌芽を極めて容易に投入できるであろう。」

ここで、ロムムはいわば自然権としての教育が行政の目的にはならず、強大な権威を持つことを本質とする執行権に公教育を与える結果生ずる弊害を明確に指摘しているのである。ただ行政権との関係で残るのは、「公の秩序との関係および経費と国有財産 (propriétés nationales) との関係」において、いかなる教育施設も、いかなる職務の人間も「秩序や一般警察に関する法律から免れることはできず」、学校が治外法権の場ではなく、また、学校の建物の管理は教師ではなく行政機関に属することが指摘されている。<sup>(5)</sup>

立法府と教育との関係は、「常に人民の権利と利益との最も直接の擁護者である立法機関は、人間精神の歩みが妨げられないように監視し、学校で知識と道徳とを習得したばかりの共和国の青年が何よりも思想の自由 (liberté de penser) を十分感得するよう監視する」として、立法機関が教育における人民の擁護者たる役割を持っていることを

明らかにしている。

第四の特色は、教師の任命である。教師の任命については、教師の資格として、「個人の意思、市民たること (civisme) および能力」の三つが要件になるが、「個人の意思」と「市民たること」の認定は形式的になされるが、問題になるのは「能力」の認定で、この点についてロナムは、「能力を行政機関や執行権に決定させることは公教育を非常に危くすることになるので」、「知識人 (hommes éclairés) によってのみ認定され得る」ことを指摘している<sup>(3)</sup>。少くとも下級段階については、親の教育権に基づいて、家庭の父親の集会有資格者の名簿から最終的に任命する権利を保有している。

以上検討してきたようにロナム法案の主要な点は、公教育の四段階組織、全段階にわたる公教育の無償性、公教育の執行権および行政機関からの独立（ただし公の秩序と国有財産の管理に関しては行政権に服する）、教育に関する人民の権利の擁護者としての立法機関の任務、下級段階の教師の任命についての家庭の父親の集会の選任権である。従ってロナムの公教育計画は基本的にコンドルセ計画を承継していることは明らかである。

- (1) ロナムの報告とデクレ案は、Archives parlementaires, 1re série, t. LV, p. 186 et suiv.
- (2) Ibid., p. 193, 1re col.
- (3) Ibid., pp. 193-194.
- (4) Ibid., p. 195, 1re col.
- (5) Ibid., p. 194, 2e col. なお、デクレ案第八条は、「公教育は、公の秩序および国有財産の管理に関するすべてについて、憲法により構成された機関 (corps constitués) の監督に服する。」と規定している。
- (6) Ibid., p. 195, 1re col.
- (7) Ibid., p. 194, 2e col.

C 小学校設置に関する一七九三年五月三〇日のデクレ

革命をめぐる内外情勢の緊迫化により、国民公会は公教育問題を審議する時間を持つことが困難であったが、公教育委員会は作業を続けていった。公教育委員会の努力によって、一七九三年五月末には次の諸問題についての成果を得て、これを国民公会の審議に委ねることが可能な状態に達していた。<sup>(1)</sup> すなわち、(1)公教育の一般組織の基底に関する法案、(2)小学校法案、(3)教科書に関する法案、(4)中学校法案、(5)道徳教育の一般計画に関する法案である。そのうちの小学校法案については、五月三〇日に突如として「小学校設置に関するデクレ」<sup>(2)</sup> (Décret relatif à l'établissement des écoles primaires) が制定されるに至った。<sup>(3)</sup> このデクレ案を作成提案したのは公教育委員会ではなく、公安委員会であった。

このデクレは、まず第一条で、「四百ないし千五百名を有するすべての場所において、一つの小学校が置かれる。」ことを規定し、第二条では教員について、「これらの小学校の各々において、生徒に対して市民の権利を行使し、その義務を果し、かつその家事を管理するために市民にとって必要な基本的知識を教える任務を有する教員 (instituteur) が置かれる。」ことを規定している。

これは小学校設置の原則を規定しただけであって、実施のために必要な具体的に教員の任命や養成をどうするか、授業のプログラムはどうかといった問題は決められていない。第五条で、「公教育委員会によって提出されるデクレ案は、毎木曜日に必ず審理日程に組まれる。」ことを規定して、国民公会はこのデクレを補完することを予定しているのである。

(1) 松島・前掲『フランス革命期の公教育制度の成立過程』九六―九七頁。

(2) 本デクレの正文は、Duvergier, Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements et avis du Conseil d'Etat,



t. V, Paris, 1825, p. 383.

(c) A. P., 1re série, t. LXV, p. 607, 2e col.

(二) モンターニュ期

A シェイエスⅡラカナルデクレ案

(1) シェイエスⅡラカナル案の提出

ジロンド派の没落後、六月三日に公教育委員会のメンバーの更新があり、シェイエスは残り、コンドルセは去った。<sup>(1)</sup> 支配的な政治傾向はしだいにモンターニュ派の方向へ向いた中間派の傾向へ向った。五月まではコンドルセ計画が舞台の前面を占めていたが、しかし多くの者は、コンドルセ計画が余りに複雑で費用がかかり、強力な国立学術院を頂点に持つ範囲で政治的危険が大きいと考えるようになっていた。シェイエスが五月二三日に公教育委員会の委員長に選出されたが、これはコンドルセの輝きを弱めた政治的事件の力があつたのである。シェイエスは、しばらくの間聖職者出身のラカナルおよびドヌウ(Daunou)と共に支配的な影響力を行使していくのである。これら三者の協力の出発点は、上級段階の教育を放棄して、それを私人の努力に委ね、公教育計画を初等教育に限定するということであつた。このような態度はそれまで行なわれたすべての議論を結局確認したものにすぎず、シェイエスは非常に賢明に、皆が一致する原則に対象を限定したのである。

一七九三年六月二六日に、シェイエスはラカナルを報告担当者として、「公教育設置のためのデクレ案」(Projet de décret pour établissement de l'instruction publique)を国民公会に提出した。<sup>(2)</sup> このデクレ案の特色は次の三点に要約できる。

第一の特色は、「公教育を「国民学校」(écoles nationales)という名称を有する初等教育に限定する(デクレ案第

一章)と同時に私立学校の自由を承認したことである。「私立学校」(écoles particulières et libres)はデクレ案第七章に三ヶ条の規定を有している。私立学校の自由は、「法律は、市民が有する、すべての教育にわたり特別の講義および学校を開設し、かつそれを自ら良いと考えるように指導する権利に対していかなる侵害も与えることはできない。」(第四〇条)と規定されている。国民学校以外の上級段階の教育については、シェイエスは公教育に関して説明した小冊子の中で、それを個人の努力に委ねておけばよいものとし、一方では、図書館、植物園、博物館のような施設を維持し(デクレ案第四三条―四七条)、他方では、国民学校で優秀な才能の兆しを示した貧しい子供を「国家給費生」(élèves de la patrie)にする(デクレ案第三八条―三九条)規定だけで十分であると説明している。

ドヌッも彼の小冊子の中で、「諸君は、私立学校の自由もまた家庭教育のより一層神聖な権利も侵害すべきではない。自然の最初の進歩を促進することは親にのみ属するのである」と書いて、私立学校の自由と神聖な権利としての親の家庭教育の自由を認めており、国民学校による共通教育の限界として、「(1)子供がその両親から奪い取られず、かつ共通教育を利用して家庭教育の恵沢を受けることを止めないこと、(2)各人が教育施設を設けるのは自由であること、(3)何人も自分の子供を公立学校に入れることをいかなる方式でも強制されないこと」を挙げている。

シェイエス＝ラカナル案の第二の特色は、国民学校の管理機構として、「視学局」(bureaux d'inspection)と「中央公教育委員会」(commission centrale de l'instruction publique)が存在することである。各ディストリクトに、「国民学校の監督と行政事務を担当する」視学局が存在し(デクレ案第六条)、視学局は、ディストリクト行政評議部(conseil d'administration du district)がその構成員以外から任命する三名の委員で構成され(同七条)、教師の選任も視学局の権限(同九条)である。中央に設置される中央公教育委員会は、「執行府(Conseil exécutif)の直接の権威の下に置かれ」(デクレ案第一六条)、その任務は、「教育の均一の方法、教師の義務を定める一般規

説 論

則、国民学校の共通の体制と規律」を定め、「視学局の介在によって国民学校を管理すること(同一七条)であり、視学局との関係では、「視学局と連絡を保ち、それを監督し、その濫用を摘発し、執行府に善後策を提示する」こと(同一六条)である。中央公教育委員会は一二名の委員で構成され、「委員の任命は委員会自身によって提出された二倍の人数の名簿に基づいて執行府によって行なわれる」(同一九条)のである。

第三の特色は、「国民祝祭日」(*fêtes nationales*) (デクレ案第一〇章)を定めて、共和国の道徳を鼓吹することである。シェイエスは彼の小冊子の中で、「実際国民祝祭日の制度ほど人間を道徳化し、その社会的関係において人間を徐々に教化し、そして個人的にも集団的にも有用な進歩の母である尊敬と栄光の好ましい競争心を鼓吹するものはない」と書いている。<sup>(8)</sup>

- (1) 以下、P. Bastid, Sieyès et sa pensée, op. cit., 1970, p. 145 を参照。
- (2) シェイエス＝ラカナル法案は、Archives parlementaires, 1re série, t. LXVII, p. 503 et suiv. ; Réimpression de l'Ancient Moniteur, t. 17, p. 41 et suiv.
- (3) Sieyès, Du nouvel établissement public de l'instruction en France, A. P., 1re série, t. LXVIII, p. 213, 2e col.
- (4) Daunou, Essai sur l'instruction publique, A. P., 1re série, t. LXVIII, pp. 168-169.
- (5) Sieyès, op. cit., A. P., t. LXVIII, p. 213, 2e col.

(四) シェイエス＝ラカナル案の修正と審議

七月一日に予定された国民公会での審議に先立つ六月三〇日に、秀れた学者であるアッセンフラッツ(Hassenfratz)は、ジャコバン・クラブでシェイエス＝ラカナル案を激しく批判した。<sup>(9)</sup>彼はまず「ラカナルが公教育委員会案の作者ではなく、この案の創始者はシェイエス師であることを知らなければならない。彼はアリストクラシーで精神が腐敗

していたのに、自由への愛を口にしていう個人攻撃から始めた。批判点のうち重要なものは中央公教育委員  
に対するもので、「シェイエス師の方式によると、一八人ないし二〇人のメンバーが順次たらい廻しによって永久に  
委員を互選することになり、彼等は自分達の氣にいった者を選ぶことができるようになるであろう。その結果彼等  
は、最も恐るべき武器が共和国を指導する同業組合の掌中に入るようにして、特殊な徒党を形成するであろう」こと  
を指摘している。

公教育委員会はアッセンフラッツの批判に動かされ原案の心棒になっている中央公教育委員会を、執行府に從属す  
る代りに立法機關に從属するよう修正した。<sup>(2)</sup>従って、七月一日に議會で配布するために印刷されたデクレ案は、六月  
二六日に提案された原案を若干修正して、特に中央委員会が「執行府」に從属するようになっていた箇所はすべて  
「立法府」(corps législatif)という言葉によって置き代えられている。

七月二日および三日に行なわれた国民公会の審議において、中央公教育委員会の構想は強い批判を浴びた。ルキニ  
オ (Leguino) は、「私は諸君の委員会によって提案された中央公教育委員会に絶対反対である。中央委員会はすぐ  
に執行権の一部となり、精神を征服し人民を抑圧する最も強力な手段となるであろう」と批判して、議會の中に公教  
育委員会を設置することを提案している。<sup>(3)</sup>デュヴァル (Duvau) も、「委員会案が他の名称の下で一のアカデミー、  
古いアカデミシヤンの専政制度を組織化するという目的のみを持ったものであることは一見するとすぐ分る」と批判  
して、その代りに議會の公教育委員会に教育の監督任務を与え、この公教育委員会自身も立法府によって監督される  
ようにすることを提案した。<sup>(4)</sup>

デュヴァルについてロベスピエールが、新しい公教育法案を一週間で提出する任務を持った六人委員会の設置を提  
案して承認された。

- (1) Résumé du discours de Hassentratz, prononcé au Club des Jacobins, A. P., 1re série, t. LXVII, p. 209 et suiv.
- (2) 修正されたテラン案は A. P., 1re série, t. XVII, p. 518 et suiv.
- (3) A. P., 1re série, t. LXVII, p. 111.
- (4) Ibid., p. 150, 1re col.

## B ルベルチェ計画

### (4) ルベルチェ案の提出

新たに設置された六人委員会は、ロベスピエールをはじめ四名がモンターニュ派ないしその同調者であった。七月一日にロベスピエールは六人委員会を代表して、去る一月二〇日に王党主義者に暗殺されたモンターニュ派のルベルチェの「国民教育に関する著作」(ouvrage sur l'éducation nationale)の朗読を国民公会で行なった。<sup>(1)</sup>ルベルチェ計画は極めて特色があり、それは次の四点に要約できる。

第一の特色は、公教育の重要性を特に強調して、その内容について「知育」のみならず「訓育」を重視していることである。すなわち、「人間を形成すること」「人間の知識を普及すること」が公教育の二つの重要な部分であり、前者が「訓育」を構成し、後者が「知育」を構成するのであり、後者は、「たとえすべての者に提供しても、事物の本性自体によって、職業や才能の差異によって社会の少数の構成員の専有物となる」のに対して、前者は、「すべての者に共通でかつ普遍的な福利でなければならない」ものである。<sup>(2)</sup>ところで、公教育委員会は「知育」については有益な見解を提示してきたが、「訓育」については何ら取り扱ってこなかったという批判に基づいて、ルベルチェ計画は、「少数の人間にしか有益であり得ない上級段階を設置する前に、すべての者の要求に応じ、すべての者に対する共和国の債務たるすべての者のための一般教育、一言で云うと、本当のかつ普遍的な国民教育を探し求めている

る<sup>(2)</sup>のである。五才から男子一二才まで、女子一一才までの共通教育の目的は、「労働者や技術者や学者を養成するのではなくあらゆる職業のための人間を養成する」ことであり、「各人の個人的地位がどのようなものであれ、生涯の中で再び見出すことがすべての者に重要な身体的、道徳的能力を子供に与える」ことである<sup>(3)</sup>。

このような初等教育について「訓育」を中心にするルベルチェの考え方は、公教育を「知育」に限定して「訓育」は家庭に委ねるというコンドルセの考え方とは全く対照的である。

第二の特色は、初等国民教育を子供に受けさせることを親の義務としたことである。すなわち、「原則に従って、すべての者にとってそれが義務づけられなければならない」のである<sup>(5)</sup>。デクレ案の「一般規定」(Articles généraux)の第三条では、「国民教育はすべての者に対する共和国の債務であるので、すべての子供は国民教育を受ける権利(droit de recevoir l'éducation nationale)を有し、両親は子供にその利益を享有させる義務を免れることはできない。」ことを明らかにしている。

ルベルチェ計画の第三の特色は、義務教育が全部共和国の費用で行なわれる(デクレ案「一般規定」第一条)ことである。単に授業料が無償というだけでなく、すべての子供が、「同一の食物、同一の衣服、同一の教育、同一の世話を受ける」(同上二条)のである。

第四の特色は、国民教育施設の管理に親が参加し、教科書作成に市民が参加することである。各カントンに「または複数存在するところの」各国民教育施設を管理し監督するために、カントンまたはセクションに住所を有する家父のみが、互選により選出された五二名の評議会(conseil)を構成する。(デクレ案「国民教育」章第二四条一項)ことになっている。この評議会の任務は、「児童の食事の準備と分配、時間の使い方と勉強、手仕事および体操の間の配分、教師が自己に委ねられた義務を正確に履行しているか否か、児童および施設の清潔と整頓、規則の維持と執

説 論

行」を監督すること（同上第二四条三項）である。つぎに、教科書（livres élémentaires）の作成に市民が競争試験によって参与することが認められている（同上第二六条）。教科書は国民公会の公教育委員会に提出され、国民公会によって選定される（同上第六条）。親の教育施設管理権の基礎は、「家父は彼等の最も楽しい希望のあるこの関係深い寄託物を慈愛と配慮の眼を持って育てる権利と義務を同時に有している」ところにある。

以上、公教育の内容として「知育」のみならず「訓育」を含むこと、初等教育の義務性、その完全な無償性、初等教育施設の管理への親の参加と教科書作成への市民の参与の四点にわたってみてきたルベルチェ計画全体にわたって貫く一本の線は、共和国における平等の実現ということである。すなわち、「全く平等に取り扱われ、平等に食事を与えられ、平等に衣服を着せられ、平等に教えられる若い生徒にとって、平等は見せかけの理論ではなくて、継続的な効果のある一の実践である」というのである。さらに、平等な教育が革命によって救済されなかった貧者の平和的革命になるのである。すなわち、「このようにして、貧困は欠乏しているものから救済され、富はその余剰部分を取り去られる。国家におけるこれら二つの疾病は、危機も動乱もなく知らず知らずのうち軽減する。長い間、社会の数が多くかつ有用な部分を救済することのような機会が待たれていた。三年来展開された諸革命は他の市民階級のためにはすべてを行なったが、恐らく最も必要な者、自己の唯一の所有が労働の中にあるプロレタリア市民（citoyens prolétaires）のために殆んど何もなかったのである。封建制は破壊されたが、これは彼等プロレタリア市民のためではない。というのは、彼等は解放された農村に何物も所有していないからである。……ここに貧者の革命が、……しかも温和でかつ平和的な革命が、所有に不安を与えることなしにかつ正義を侵害することなしに行なわれる革命がある。」

- (1) ルベルチエ計画 Archives parlementaires, 1re série, t. LXVIII, p. 661 et suiv. ; Réimpression de l'Ancient Moniteur, t. 17, p. 134 et suiv.
- (2) Ibid., p. 662, 2e col.
- (3) Ibid., p. 664, 1re col.
- (4) Ibid., p. 665, 2e col.
- (5) Ibid., p. 664, 2e col.
- (6) Ibid., p. 670, 1re col.
- (7) Ibid., p. 671, 2e col.

(四) ルベルチエ案の審議

ロベスピエールによるルベルチエ計画の朗読は、拍子の嵐によってしばしば中断されたことが報告されている<sup>(1)</sup>。しかしながら、ルベルチエ計画の実施措置の準備にあたって、六人委員会の内部においてすらルベルチエ計画に対する評価が分かれ、それを卒直に支持するのはロベスピエールとブールドン(Bourdon)の二人だけであった。

七月六日から二九日の間に幾つかの個人的な公教育案が作成され、印刷に付された。そのうち注目すべきのはブールドン国民教育案<sup>(2)</sup>で、これはルベルチエ計画に類似しているが、大きな差異は初等の共通教育を行なう小学校に就学させる親の義務を認めていないところにある。ブールドンは、一方では国による公教育の独占を否定して自然権としての親の教育権を認め、他方では共和国の共通教育の観点から親の教育を公的に審査して親の教育権の限界を定めている(デクレ案第六条)。

とにかく六人委員会は、ルベルチエ原案に若干の修正を加えて、七月二九日の国民公会にロベスピエールを報告担当者として「公教育デクレ案」を提出した<sup>(3)</sup>。



説 論

七月三〇日の国民公会では、革命派の僧侶で政治的立場はシェイエスやタレイランと同じくブルジョワ自由主義の立場をとるグレゴワール (Gégoire) が反対した。<sup>(5)</sup> 彼は共通「訓育」の必要性については同意するが、国民教育学寮に寄宿して子供を教育する点については、第一に財政、第二に実行可能性、第三に道德的結果の三点から反対した。第二点は、農家において五才から一二才の子供は重要な家庭の労働力であるところ、国民教育のためにこの労働力を奪うことは農業経営を不可能にするということである。第三点は、親から子供を引き離して教育することは、「両親と子供の幸福および道德性に反する」ということである。

これに対してブウルドンがルベルチエ案擁護のため反論した。<sup>(7)</sup> ブウルドンは、児童を学寮に集めて一諸に教育することが共通「訓育」の目的達成に相応わしいことを強調し、財政問題についてもそれが考慮に値しない問題であることを数字をあげて説明した。

ついでルキニオが立ち、ブウルドンと同じく国民教育の重要性を強調して、グレゴワールに反論を加えた。ルキニオによると、反対論は通常改革に伴う恐怖によるもので何ら堅固な根拠を持つものではないのである。財政については富者にのみ負担になるので無産者を救済するものであり、親子の愛情の問題も、「家庭のすべての母親すべての父親は、自分のために子供を愛するのではなく、子供自身のために愛しなければならぬこと、子供に生命を授けたこととは、子供の幸福を考えると、厳格な義務を負ったということ、共和国において共和国の統治に本質的な徳を実行する限りにおいてのみ何人も幸福たり得ないこと、子供に私的「訓育」を与えることは、子供の心の中に傲慢と放逸を育くみそれによって数多くの侮辱と苦痛を準備すること」としている。

七月三〇日の最後の演説として、フウルクロワ (Fourcroy) が発言した。<sup>(8)</sup> フウルクロワは、ルベルチエ案が共和国に相応わしい公教育を提案している点について賛成し、ただ共和国の費用ですべての児童に教育を与える点について

は現状では実現不可能であることを指摘している。

八月一日の議会では、ティボドオ (Thibaudou) とピエット (Piette) がルベルチエ案に反対した。ティボドオは親の権利の観点から、「子供は国家の所有であり、両親は国家の受託者にすぎない」という前提に対して、「社会が父母から彼等が生んだ子供を取り上げる権利を有するか否か、七年間の強制的な分離によって父母と子供との間に存するすべての関係を停止し、そして父母と子供を分離する権利があるか否か」という問題に否定的に答えているのである。<sup>(8)</sup>そして、家庭教育の自由を承認するが、他方、家庭教育も、「共和国の利益に合致する原則において」行なわなければならない、その場合に「両親は共和国の受託者にすぎないのであるから、従って社会はたえずこの寄託を監督する権利を有する」のである。<sup>(10)</sup>ピエットは、ルベルチエ案の国民教育から生ずる種々の弊害、農村において家庭の労働力を奪うこと、自然より与えられた母親の養育義務に反すること、夫婦の幸福のきずなを取り上げることなどを指摘して反対した。<sup>(11)</sup>

以上の各論者によるルベルチエ案に対する反対論(グレゴワール、ティボドオ、ピエット)および賛成論(ブウルドン、ルキニオ)の要点は、特に国民教育を親から引き離して国民教育学寮で行なう点について、一方の反対論者が共和主義教育の原則を認めながらも子供を養育する親の権利から反対するのに対して、他方の賛成論者は共和国の共通「訓育」のために学寮方式を適当と考えるのである。このような国民教育の基本的な考え方の相違から、財政問題や実現可能性といった現実問題の評価も異ってきているのである。

(一) A. P., 1re série, t. LXVIII, p. 675, 2e col.

(二) ブウルドン案は A. P., 1re série, t. LXIX, p. 679 et suiv.

(三) この公教育デクレ案は ibid., p. 659 et suiv.

- (4) 桑原編・前掲『フランス革命の研究』六二五頁。
- (5) A. P., 1re série, t. LXX, p. 18 et suiv. ; Moniteur, t. 17, p. 358 et suiv.
- (6) A. P., t. LXX, p. 21 et suiv.
- (7) Ibid., p. 24 et suiv.
- (8) Ibid., p. 26 et suiv.
- (9) Ibid., p. 83, 1re col.
- (10) Ibid., p. 85, 1re col.
- (11) Ibid., pp. 85-86.

#### ハ ブルドン修正案の提出

八月一日の国民公会でブルドンが六人委員会を代表して修正案を提出した。<sup>(1)</sup> この修正案はそれまでルペルチエ案に対して提出された批判をふまえて、特に「委員会は現状においては、共通制度を強制すれば最も大きな弊害が生ずることを満場一致で考慮し」て、新しい修正案を提出したのである。新しい修正案の基本的事項は次のようになってゐる。第一には、共和国の費用で教育されるのは、両親がそれを希望する男児に限り、その年齢も七才から一四才までとするのである(第一条)。第二には、すべての者に同一の食事、同一の衣服、同一の世話が与えられる学寮は、平等学寮(maisons d'égalité)と呼ばれる(第二条)。第三には、「平等学寮」に子供を委ねた親は、子供の労働が必要な場合三名の家父の証明書による証明を持って、毎年農繁期に自宅に連れ戻すことができる(第一条)。第四に、「平等学寮」および小学校は、アロンディスマンの家庭の父親の監督と管理の下に置かれる(第十二条)。第五には、「平等学寮」に委ねないで自分で教育することを希望する家父の教育は、自由と平等の原則に反する原則で行なわれていないかどうかについて、教師およびアロンディスマンの家父の審査を受けるのである(第二三条)。

このような内容を持つ修正案によって修正された基本線は、共通教育の対象を男児に限り、しかも強制的な方式を否定して親の教育の自由を認めたことである。反対側から提出された問題点である財政問題、子供の労働力の問題、親子の共同家庭生活の利点などを受け入れたのである。

ブウルドン修正案の審議は八月三日から行なわれた。三日は、グレゴワールとブウルドンがそれまで表明していた意見を展開し、五日は、ラフロンが発言するにとどまった。<sup>(2)</sup>

(1) A. P., 1re série, t. LXX, p. 87 et suiv.

(2) Ibid., p. 194, 2e col.

(3) Ibid., pp. 297-298.

(二) ダントン提案によるルベルチェ修正案の可決

八月一三日には、ロベスピエール、ダントン(Danton)をはじめとする重要な人物が発言している。ルベルチェ案を積極的に支持する発言を行なったのが、ともにモンターニュ派の指導者であるロベスピエールとダントンである。

ロベスピエールは、主要な問題として、「まず、公教育の組織はどのようなものであるのか、そして公教育が強制されるべきかそれとも任意的なものであるかを決定しなければならない」ことを要求し、そこで「個別意思がどの点まで、公共の幸福のみを目的とする一般意思に譲歩すべきかを検討する」ことを要求している。<sup>(1)</sup> 個別的問題点については、親から子供を奪うという点については、生後の五年間は親と一諸にいるからこれは本当ではなく、ルベルチェ計画においても自然の至高の観念が存在するのであって、それは「子供の教師を監督し審査する家父評議会の創設」なのであり、さらに、家庭の労働力を奪うという批判については、それはしばしば無に等しいもので、息子教育によ

ってその重要性が比較し得ないような利益を受けるというのである。<sup>(2)</sup>結論としてロベスピエールは、「一方では金持の階級がこの法律に反対し他方では人民がこれを要求している」のであるから、ルベルチエ案を採用すべきという点について自分は躊躇しないことを明らかにしている。<sup>(3)</sup>ここで、ルベルチエ計画の「子供の教師を監督し審査する家父評議会の創設」を親の教育権の表現とみるロベスピエールの指摘は重要である。

ダントンもルベルチエ案が提案された目的は、「自由に相応わしい教育を将来の世代に準備する」ことほど大きな栄光は現在ないということをもまず明らかにしている。<sup>(4)</sup>財政の問題については、公益になる仕事には真の消費というものが存在しなく、さらに、「人民の子供が破廉恥な財産を持った人間の剰余からの支出で教育される」のであり、「国民教育が与えられなければならないのは人民であることを主張している。<sup>(5)</sup>そして最後に、「子供は共和国に属する」ものであることを主張してから、共通教育施設を設置するために法令を制定することを要求した。

共通教育の強制については、ラクローワ(Lacroix)、ガストン(Gaston)、ブレアール(Bréard)、シャルリエ(Charlier)ギュヨマル(Guyomar)という多数の論者から反対意見が述べられた。<sup>(6)</sup>

「知育」と「訓育」を区別して、公教育が「知育」に限定することは、ラフロンおよびジェイ(Jay)から主張された。<sup>(7)</sup>

一七九三年八月一三日の議論の最後に、ダントンの提案が可決されたが、ただし成文化されなかった<sup>(8)</sup>(saut redaction)。ダントン提案の内容は、第一に、子供が共和国の費用で養育される施設を設けること、第二に、これらの学寮への入寮は強制されるものでなく父母の任意であること、第三に、学寮に子供を入れることを希望しない市民の子供に対しては私的教師による教育が認められることである。<sup>(9)</sup>結局、学寮教育方式による共通教育の義務性といういわばルベルチエ案の基本的特色が否定されたのである。一三日の最終討論でルベルチエ原案に反対の意見を表明したジ

エイ、ブレアール、ガストン、シャルリエがモンターニュ派に属していることも<sup>(6)</sup>注意しなければならない。

- (1) A. P., 1re série, t. LXX, p. 125, 1re col. ; Moniteur, t. 17, p. 392, 1re col.
- (2) A. P., t. LXX, p. 126 ; Moniteur, t. 17, p. 393.
- (3) A. P., t. LXX, p. 125, 2e col. ; Moniteur, t. 17, p. 392, 2e col.
- (4) A. P., t. LXX, p. 126, 1re col. ; Moniteur, t. 17, p. 393, 1re col.
- (5) A. P., t. LXX, pp. 124-126 ; Moniteur, t. 17, pp. 392-393.
- (6) A. P., t. LXX, p. 125, 1re col. ; Moniteur, t. 17, p. 392, 1re col.
- (7) A. P., t. LXX, p. 127, 1re col. ; Moniteur, t. 17, p. 393, 2e col.
- (8) 松島・前掲『フランス革命期の公教育制度の成立過程』一三八頁、L. Grimaud, op. cit., t. II, p. 136, note (90).
- (9) 同右書、一三九頁

#### C パリ県の請願に基づく一七九三年九月一五日のデクレの制定およびその停止

ダントン提案によるルベルチェ案が八月一三日に可決されて以来約一ヶ月の間、公教育の問題は国民公会の日程にのぼらなかった。九月一五日に至ってパリ県から公教育に関する請願が提出された。<sup>(1)</sup>パリ県の請願は、「教育の配慮を個人にも、家庭にもささ委ねるべきではない」という立場に立って、国民公会が初等段階について行なった作業を上級段階においても行なうことを提案したものである。具体的には、コンドルセ案に用いられた三段階組織、すなわち、中学校、アンステイチュおよびリセ方式による計画を作成した。ただし、中学校はコンドルセ案とは内容を異にし、「すべての種類の職人および労働者に不可欠な知識」を与えるものである(第一条)。

このようなパリ県の請願に対して、国民公会ではラカナルが全面的支持の発言をして、六人委員会もこの提案を採択したことを明らかにし、最終的にはパリ県の請願に基づく全三条のデクレが九月一五日に可決された。<sup>(2)</sup>

説

論

ところが翌九月一六日になって、前日決定されたデクレに対する反対意見が相次いで提出され、結局、一五日のデクレが停止され、新たに六人委員会のメンバーに四名が追加され十人委員会が構成された。<sup>3</sup> 反対意見の主たる論点は昨日決定されたデクレが新しい貴族制、新しい特権階級を構成するということである。<sup>4</sup> シャボ (Chabot) によると、昨日のデクレは、「我々がサン＝キュロットの民主制を樹立することを望んでいる時に、哲学者の貴族制を樹立しようとしたものであり、そして、「科学的すぎることを理由にコンドルセが提案した計画を諸君が否決したことを想起しなさい」<sup>(5)</sup> といふのである。

- (1) パリ県の請願は、A. P., 1re série, t. LXXIV, p. 233 et suiv.
- (2) A. P., t. LXXIV, p. 238 ; Moniteur, t. 17, p. 679 et suiv.
- (3) A. P., t. LXXIV, p. 268, 2e col.
- (4) A. P., t. LXXIV, pp. 268-269 ; Moniteur, t. 17, pp. 674-675.
- (5) A. P., t. LXXIV, p. 269, 1re col. ; Moniteur, t. 17, p. 674, 2e col.

D 共和二年霧月の諸デクレ (ロンム法) の制定

(4) ロンム法案の提出

一七九三年一〇月一日になってモンターニュ派のロンムは、教育委員会を代表して全二三条よりなる「国民学校に関するデクレ案」(Projet de décret sur les Ecoles nationales) を国民公会に提出した。<sup>(1)</sup> このデクレ案の内容はコンドルセ計画を基本的に継承するものである。第一に、国民教育を「各市民の必要に関する第一の部分」と、「社会全体の必要に関する第二の部分」に分類している(デクレ案第二条)。第一の部分は「国民学校」(écoles nationales) であり、国民学校は、「児童学校」(écoles de l'enfance) および「青年学校」(écoles de l'adolescence) の二つに大別

され(同上第三条)、児童学校はさらに、「初等学校」(premières écoles)と「中等学校」(secondes écoles)に分かれる(同上第五条)。従って、国民学校は、初等児童学校、中等児童学校および青年学校の三段階に分かれるのである。

第二に、国民学校には、「六才以上のすべての個人が登録される」ことになっており、その教育内容は、「人間としてかつ市民としての自己の権利、自己の義務を知るところを学習し」、「有用な職業を選択することを準備すること」である(同上第四条)。

第三に、共和国の子供を教育する者は「教員」(instituteurs)の名称を有し、「公務員」(fonctionnaires publics)とされる。

第四に、教科書作成に関して、「国民学校に必要な著書(ouvrages)作成のための競争試験を開催するに必要なプログラム」の作成は、国民教育委員会(Commission d'éducation nationale)と公教育委員会が合同して担当し、さらに、国民公会内または外から協力者を求めることができる(同上第二二条第一項)。

同じ一〇月一日に、プウティ(Petit)も公教育の組織に関する意見を開陳し、<sup>(2)</sup>その中で、「自分自身で自分の子供を教育することのできない両親は、子供を公立学校へ送る」(デクレ案第五条)として、親の教育の自由を認めているのが特色である。

一〇月一九日の国民公会においては、延期になっていた公教育に関する討論を続けた。まず、ラフロンが演説を行い、小学校を設置することが緊急に必要であることを訴え、この小学校は無償であるが、親は小学校に子供を入学させるか否かの自由を有することを要望した。<sup>(3)</sup> ついで、デュアム(Duhem)、ルボン(Lébon)も小学校設置の必要性を述べた。

これを受けてブウルドン<sup>(4)</sup>は、去る八月一三日にダントンの提案によって可決されたルベルチエ法の取消を提案し



て、これが国民公会で承認された。<sup>(4)</sup>これが「共通教育学寮に関するデクレ」<sup>(5)</sup>(Décret relatif aux maisons d'instruction commune)である。

- (1) 本デクレ案について Archives parlementaires, 1re série, t. LXXV, p. 402 et suiv.
- (2) Ibid., p. 405 et suiv.
- (3) A. P., 1re série, t. LXXVII, pp. 23-25 ; Réimpression de l'Ancient Moniteur, t. 18, p. 172, 2e col.
- (4) A. P., t. LXXVII, pp. 25-26 ; Moniteur, t. 18, p. 173.
- (5) Duvergier, Collection complète des lois ....., op. cit., t. VI, p. 296.

丙 共和二年霧月の諸デクレの可決

一〇月一九日の国民公会で、ロム提案に基づく「公教育の組織および市町村における初等学校の配置に関するデクレ」<sup>(1)</sup>が可決され、このデクレは、一〇月二一日の議事録に記載され、共和二年葡萄月三〇日(一七九二年一〇月二一日)のデクレとされている。<sup>(2)</sup>この小学校に関するデクレは、小学校設置についての一般規定と、教育内容の大綱を示している。小学校設置の原則は、「共和国全体に人口数によって配分される小学校が置かれる。」(第一条)であり、「その人口が性別および年齢を問わない四百ないし千五百名である市町村毎に一の小学校が置かれる。」(第四条)のである。教育の指針は、「共和国の習俗、祖国への愛および労働への志向を子供に発達させるに最も応わしい最初の身体的、道徳的かつ知的教育」(第二条)を与えることである。教育内容は、「子供はフランス語の話し、読み、書きを学習する。自由な人間を最大限に敬う有徳の行為、とりわけ子供の魂を養い、彼等を自由および平等に値するに最も相応わしいフランス革命の行為を子供に認識させる。子供はフランス地理の幾つかの観念を得る。人間および市民の権利および義務の認識は、範例および子供自身の経験によって子供に分らせる。生徒の周りを囲む自然の対象物および自

然力の自然の活動の基本観念が子供に与えられる。子供は、数、コンパス、水準器、度量衡、槌子、滑車および時計を使用して学習する。子供をしばしば畑仕事および工場に連れて行き、子供はその年齢によって可能な限りその仕事に加わる。」(第三条)となっている。

一〇月二六日(霧月五日)には、この小学校法に対する全一八条よりなる補足デクレ案が公教育委員会よりロムを報告担当官として提出され可決された。<sup>4)</sup>この霧月五日のデクレの主な内容は、入学年齢を六才と定めたこと(第一条)、教師が公務員となり(第九条)、聖職との兼職が禁止され(第一条)、教育が無償とされた(第二条)ことなどである。

ついで、一〇月二八日(霧月七日)には、「初等学校の配置および教員の最初の任命に関するデクレ」および「教員の待遇」に関するデクレが提出され、可決された。<sup>5)</sup>小学校の配置と教員の任命は、ディストリクトごとに、「愛国心と良俗において秀れた知識人(hommes éclairés)」によって構成される委員会によって行なわれる(第一条および第二条)。委員会のメンバーは五名(第三条)で、市町村総評議会(conseil général de la commune)の提出する名簿に基づき(第四条)、ディストリクト執行部(directoire du district)によって任命される(第五条)。教員の任命については、この委員会が、志願者に対して、「その知識、教育能力、良俗および愛国心を公開で審査する」が、この審査にあたっては公教育委員会の指示を受け、国民公会の承認を必要とする(第一四条)。審査によって委員会が教員適格者名簿を作成し(第一五条)、この適格者の中から、家庭の父親、家庭の母親たる未亡人および後見人の集会在教員を任命する(第一六条)のである。

一〇月三〇日(霧月九日)には、「初等学校デクレ補足デクレ」三ヶ条と「国民学校の監督について」の八ヶ条のデクレが可決された。<sup>6)</sup>「国民学校の監督」は、(1)教員および生徒の習俗と行為、(2)授業と練習、(3)学校用の建物およびす

説  
論

すべての物件の三つに分類される（第一条）。第一および第二についての監督は家父が行ない（第二条）、その態様は、教員を任命する家父集会がその中から一名を選んで教育の監督にあたらせる（第三条）。第三の建物および物件の監督は、ディストリクトの監督の下で小学校所在地の市町村庁に留保される（第二条）。なお、国民教育のすべての分野に関する法律の執行は、「暫定的に公教育委員会の直接の監督の下で執行府に委ねられる」（第七条）ことになっていた。

以上みてきたように共和二年霧月の諸デクレ（ロンム法）は、初等より高等に至る全教育段階の公教育化の原則をふまえた小学校の公立化をはかったものであり、教育の無償性、教員の公務員化、知識人により構成された委員会作成の適格者名簿に基づく家庭の父親の集会による教員の任命、同じく家庭の父親による教員および教育の監督を特色とするものである。

- (1) A. P., 1re série, t. LXXVII, p. 23, 2e col.
- (2) Ibid., p. 365 et suiv.
- (3) Duvergier, op. cit., t. VI, pp. 299-300.
- (4) A. P., 1re série, t. LXXVII, pp. 575-576.
- (5) Ibid., p. 709 et suiv. ; Duvergier, op. cit., t. VI, pp. 320-322.
- (6) A. P., 1re série, t. LXXVIII, p. 58 et suiv.

三 プキエ法（共和二年霜月二九日のデクレ）の制定および適用

(4) ロンム改正法案およびプキエ法案の提出

ロンム提案により可決された共和二年霧月の諸デクレは、各デクレが個々別々に制定されたため、全体として統一をはかる必要があった。そこでロンムは、十一月四日に諸デクレを整理して国民公会に提出して承認を求めたとこ

ろ、国民公会はロム法を改正することにし、それを再検討するための特別委員会の設置が提案されて承認されたのである。<sup>(1)</sup> かくして六人のメンバーで構成された小学校法改正特別委員会がデクレの改正に従事することになった。しかし、ロムは十一月九日の国民公会において、この特別委員会と並行して、公教育委員会も独自に小学校法の改正を行なってそれを印刷して国民公会の議員に配布することの承認を得ていた。<sup>(2)</sup>

一七九三年十二月八日の国民公会において、ロムが公教育委員会を代表して、「初等学校の組織のための改正デクレ案」<sup>(3)</sup>を提出すると同時に、他方、公教育委員会のメンバーの一人であるブキエ(Bouquier)が「公教育の一般計画を形成する報告およびデクレ案」<sup>(4)</sup>を提出した。改正特別委員会によるデクレ案はついに提出されなかった。

ブキエの報告は、彼の教育計画が、学術団体、学会、教育的階層性の観念をすべて放逐しようとするものであり、その基礎は「憲法の基礎と同様に、自由、平等、簡潔性」にあることを明らかにしている。<sup>(5)</sup>

- (1) Archives parlementaires, 1re série, t. LXXVIII, p. 262; Réimpression de l'Ancient Moniteur, t. 18, p. 346, 1re col.
- (2) A. P., t. LXXVIII, p. 641, 1re col.
- (3) ロム改正デクレ案は A. P., 1re série, t. LXXXI, p. 132 et suiv.
- (4) ブキエ報告およびデクレ案は ibid., p. 136 et suiv.
- (5) Ibid., p. 136, 1re col.

(四) ロム改正法案およびブキエ法案の審議

一七九三年十二月九日には、フルクロワが公教育委員会を代表して高等教育段階に関する報告を行なった。<sup>(1)</sup> フルクロワはロム法改正案の基調をなす全教育段階の公教育化を批判し、教育の自由の必要性を強調した。高等教育段階の公教育化は一の特権階級を出現させる危険性があるというのである。すなわち、「種々の形式の下で繰り返して現

説 論

われたアンステイチュおよびリセの計画が採用されるならば、人民の理性によって打倒されたばかりの聖職者よりも恐らく一層恐ろしい一種の聖職者団の出現を惧れなければならないだろう。すべての者に対して有する自己の力によって、注意を惹きつけ、魂を興奮させ、そして自分の思うがままに世論を方向づける多くの手段を集中する学者および芸術家の同業組合は、一体いかなる影響力を有していないと云えようか<sup>(2)</sup>という指摘である。

ついで、モンターニュ派のティボドオが発言し、教育の自由の観点からロムムの改正デクレ案に反対している<sup>(3)</sup>。今まで提出されてきた教育計画案は、タレイラン案からルベルチエ案にいたるまで、いずれも、「より豪華に再建されかつ余分の規則の持ったコレージュとアカデミーの極彩色をはなつた模倣にしか過ぎない」という評価を与え、「よい教師を持ちかつ共和国に値する市民を養成するには、教育は自由でなければならぬ。政府は、子供の第一段階の教育に従事する人間に、その仕事に比例して給与のみを与えるのでなければならず、怠惰や策謀に地位を提供してはいけない」というのである。公教育委員会から提出されたロムム改正デクレ案は、「殆んどコンドルセ計画の模写に過ぎず」、「知力や真理を広めるといふより無知、過誤および偏見を普及させるように思われる」のである。すべての段階の教育に適用される原則は、「科学および芸術に自由な競争を与えよ。才能を一大競争に委ねよ。報酬、尊敬、自由な政府が用い得べき名誉あるすべての手段によって、人間の知識の領域を拡大する任務を持った人間を勇気づけよ」という学問と教育の自由な競争という原則であり、具体的には、第一段階の教員の給料の量を生徒数によって決めるというのである。

ティボドオは結論として、ブキエ計画が今までの計画のうちで最良のものであるとして次のように支持している。「ブキエによって提出された計画は、すべての関係において現在まで考案されたすべての計画よりも秀れていると私に思われる。ブキエ計画を公教育委員会計画と比較してみよう。一方は、簡単であるがしかし莊重、容易、経済的

かつ共和国の原則に合致している。他方は、複雑、困難でかつ費用がかかりそして君主制度に類似している。<sup>(4)</sup>

二月一日の国民公会の審議では、まず、ロムが教育の自由を定めることは、富者と貧者の間の醜惡な差別を維持する<sup>(5)</sup>ということを主張した。討論が打ち切れ、大多数の支持を得たブキエ案が審議の対象になることが決定された。

ブキエ案の審議は二月二日から開始された。ブキエ案の審議は逐条的に行なわれたが、問題になったのは第三章第六条である。原案によると、「父母、後見人または管財人は、自己の選択によって、自分の子供または被後見人を第一段階の教育を行なう学校へ入学させることができる」となっていたのを、入学させる義務があるか否かが議論になったのである。<sup>(6)</sup>まず、シャルリエ(Charlier)が「できる」とあるところをする「義務がある」というように修正することを提案した。これに対して、ティボドオが親の自然権を理由に反対した。ついで、ダントンが発言し、「一の共和国において何人も無知である自由はない。子供は、その父親に属する以前に共和国に属する」ので「家父にその子を公立学校に入学させることを強制しなければならない」という意見を述べた。これに対しては反対の意見が出されたが、結局、ダントンの意見が容れられて、第一段階の学校へ就学させる義務があるというように修正された。

ブキエ案に対する国民公会の最終審議は二月一九日に行なわれた。公教育委員会にはかつて、ブキエが報告担当者となり、デクレ案が可決されたのである。<sup>(7)</sup>

(1) A. P., 1re série, t. LXXXI, p. 229 et suiv.

(2) Ibid., p. 230, 1re col.

(3) Ibid., p. 244 et suiv.

(4) Ibid., p. 246, 2e col. トキエ法の正文は Duvergier, op. cit., t. VI, pp. 428-430

- (5) Ibid., p. 326; Moniteur, t. 18, p. 647, 1re col.
- (6) A. P., t. LXXXI, p. 366, 2e col.; Moniteur, t. 18, p. 654, 1re col.
- (7) A. P., t. LXXXI, p. 705.

ハ ブキエ法の内容

共和二年霜月二九日（一七九三年十二月九日）の「公教育の組織に関するデクレ」の内容は以下のようになっている。

ブキエ法の第一の特色は、「教育の自由」を承認していることである。第一章「教育一般について」の第一条で、「教育は自由である」という原則を明らかにしている。具体的には「教える自由 (*liberté d'enseigner*) の行使を望む市民」は「教えようと思う科学または技術の種類を指示し」、「彼等の居住地の市町村またはセクションの総評議会の構成員の半数および彼等の住所所在地または最も近接した住所所在地のセクション監督委員会の少くとも二名の構成員の署名を持った市民および良俗証明書 (*certificat de civisme et de bonnes moeurs*) を添付して」、「学校を開設する意思を有することを市町村庁または市町村のセクションに届け出る」(第一章第三条) のである。このようにしてまず、市民の学校開設の自由が承認されているのである。

第二の特色は、第一段階の教育を行なう教師が共和国より給料を受けることによって、第一段階の教育がすべて公教育化されていることである。教員は、「彼等の学校に就学する生徒数に応じて共和国より給料を受け」(第三章第三条) 生徒一人あたりの給料の額は、男子教員二〇リール、女子教員一五リール(第三章第四条) である。教員の給料がその生徒数に比例して与えられるのは特徴的である。

第三の特色は、第一段階の教育が義務化されたことである。「父親、母親、後見人または管財人は、彼等の子供また

は被後見人を第一教育段階の学校に就学させる義務がある(第三章第六条)のであり、就学義務違反に対しては罰金が課せられる(第三章第九条)ことになっている。

第四の特色は、学校の監督が市町村庁、両親および市民によって行なわれることである。教員は「市町村庁またはセクシオン、父親、母親、後見人または管財人の直接の監督の下に、かつすべての市民の監督の下に置かれる」(第二章第一条)のである。

第五の特色は、「人權、憲法、英雄的または有徳的行為一覧表」を基本的内容とし、国民公会により選定された教科書によって第一段階の教育が拘束されることである。国民公会は、市民を養成するために絶対的に必要な知識の教科書(livres élémentaires)をその教育委員会に提出させ、かつ、これら教科書の基本が人權、憲法、英雄的かつ有徳的行為一覧表であることを宣言する(第三章第一条)のであり、第一教育段階の教員は「彼等の教育において、国民代表によって採択されかつ公刊された教科書に従う義務がある」(同第二条)のである。

以上のような内容を持った初等教育法たるブキエ法は、モンターニュ派と平原派との政治的妥協の産物である。<sup>(1)</sup>つまり、一方では、モンターニュ派の主張する共和主義防衛の必要性を市民証明書<sup>(2)</sup>の交付と地方自治体のコントロールによって充足し、他方では、学校開設の自由を承認することによって平原派のカトリックおよび聖職者に教師になり得る道を開くことによって平原派の主張を取り入れたのである。それ以外の理由についてもブキエ法が考慮したのは、教師の不足を意識して教員の要件を容易にして広く門戸を開いたこと、さらに、それまでの法案では教員の給料が高かったのを生徒数に比例させることにより財政上の困難を考慮したことが挙げられる。

(一) M. Gontard, op. cit., p. 120.



(二) ブキエ法の適用

ブキエ法は、初等教育に關して実定法として施行された最初の制定法である。しかしながら、實際上の適用は教師不足および財源の不足から困難を伴っており、教師の不足はとりわけ農村部で著しかった。<sup>(2)</sup> フランス五五七のデイストリクトのうち、三五〇のデイストリクトが初等教育組織に關する報告を提出しているが、このうちの三二のデイストリクトだけがブキエ法によって予定された学校をすべて開設していたことが指摘されている。<sup>(3)</sup> 教師の質にも非常に問題があった。<sup>(4)</sup>

教科書については、ブキエ法によって公教育委員会に任務が委ねられていたが、一七九三年二月二十九日（共和二年雪月九日）より公教育委員会が作業を開始し、一七九四年一月二三日（共和二年雨月四日）にグレゴワールが国民公会で報告書を朗読した。<sup>(5)</sup> かくして、一七九四年一月二八日（雨月九日）、国民公会は「公教育用著書のための競争試験を命ずるデクレ」<sup>(6)</sup>を可決した。競争試験は共和二年收穫月一日（一七九四年六月一九日）まで開かれ（第一条）、応募者は国民公会に著書を提出し（第二条）、最良の著書の著者に報酬が与えられ（第三条）、公教育委員会が審査委員会の構成に關する報告を提出する（第五条）ことが規定された。一七九四年七月六日（收穫月一八日）に「競争試験に付する教科書審査委員会構成員を任命するデクレ」<sup>(7)</sup>が可決された。

教科書の主な内容が「人權、憲法、英雄的または有徳的行為一覧表」と規定されたところから、それまでの教理問答集は厳しく追放されて、その代りに共和主義教理問答（Catechismes républicains）が作成され、人權宣言、憲法が暗記の対象になり、非宗教的道德が「フランス共和主義者の英雄的または市民的行為集」または反宗教的性格の強い著書によって教えられた。<sup>(8)</sup> そこで、非常に多くの市町村において、家庭の親は教育の革命的精神や非宗教的精神を理由に子供を学校に就学することを望まず、<sup>(9)</sup>そのため、教師は生徒が学校に集まらないことにより給料が低くなり貧困

となっていた。<sup>(10)</sup>

ブキエ法に対する評価の結論として、ゴンタールの指摘によると、一方では、結果は無であり否定的であるという評価があり、他方では、ブキエ法がフランス学校教育法にもたらした興味ある革新評価すべき結果を強調する考え方があがるが、ゴンタールは、両説とも部分的に正しいところがあるとし、ブキエ法が「革命の精神を有し効果のもたらし得る豊かな法律であったが、しかし適用において法が設定した目的に到達するには程遠かった」という結論を与えている<sup>(11)</sup>。そして他に方法があったかという問題について、ゴンタールは「法律が魔法使の棒の一振りによって数ヶ月で地上に教育を一般化するために必要なすべての学校、すべての教師を出現させることは不可能であり、アンシャン・レジームの大多数の教師が仕事をやめまたは退けられており、clergé constitutionnel を使うことが躊躇されており、軍隊が教育のある若者をそして行政が成年を吸収していたのであるからこのような奇蹟は不可能であった」ということを書いているが、当時の状況からみてこのようなゴンタールの評価は妥当なものであろう。

- (1) J. Godechot, op. cit., p. 447.
- (2) M. Gontard, op. cit., p. 126.
- (3) J. Godechot, op. cit., p. 448.
- (4) L. Grimaud, op. cit., t. II, p. 167 et suiv.
- (5) Réimpression de l'Ancient Moniteur, t. 19, p. 291 et suiv.
- (6) Duvergier, Collection complète des lois..., op. cit., t. VII, pp. 25-26.
- (7) Ibid., p. 262.
- (8) L. Grimaud, op. cit., t. II, p. 171 et suiv.
- (9) Ibid., p. 176 et suiv. ; Ch. Fourier, op. cit., pp. 42-43.

(10) M. Gontard, op. cit., p. 125.

(11) Ibid., pp. 132-133.

### 第三節 テルミドール国民公会期および総裁政府期における教育の自由（一七九四年七月—一七九九年一月）

一七九四年七月二七日（共和二年熱月九日）のいわゆるテルミドールクーデタによってロベスピエールが失墜した後、モンターニュ派小学校法に対する反対が強まり、初等教育に関する請願が多数出されるようになった。<sup>(1)</sup> そこでこれらの請願の一覧表を作成する任務を持った三名の委員よりなる特別委員会が一七九四年八月二二日に設置され、ブキエ法に反対の立場をとっていたブッティとラカナルがそのメンバーに加わった。ついで八月二四日に公教育委員会が再組織され、主要なモンターニュ派のメンバーとりわけブキエが委員会から排除された。ラカナルが主要なメンバーになると共に、モンターニュ派によって活動を押えられていたシェイエスが再登場<sup>(2)</sup>して来たことは平原派の主導権の確立を意味し、一七九四年一〇月二八日にラカナルによって国民公会に提出されたデクレ案の内容は、一七九三年六月に提出されたシェイエス<sup>(3)</sup>ラカナル案をほぼ踏襲したものである。かくして、一七九四年一月一七日（共和三年霧月二七日）の小学校に関するラカナル法が制定された。

民衆から社会改革に必要な道具として一七九三年憲法の適用が要求されたのに対して、国民公会は一七九五年四月三日に「憲法を施行するために必要な法律を準備する」ための一人委員会を設置した。しかしパリ地区の民衆の蜂起に対する鎮圧の後、この委員会はモンターニュ派の事業である一七九三年憲法を放棄することにし一七九三年憲法とは全く異った精神による「反一七九三年憲法」(Contre-Constitution de 1793)たる共和三年憲法の作成にあたったのである。<sup>(4)</sup> 委員会では穏健派(modérés)が多数派を占め、とりわけドヌッおよびボワシィ・ダングラ(Boissy d'Anglas)が推進役となり、一七九五年八月二二日（共和三年実月五日）の共和三年憲法が制定された。

ラカナル法適用に対して遭遇した困難に対処するために、一七九五年一〇月一五日に、ドヌッフは一人委員会および公教育委員会を代表して新しい公教育法案を提出し、これが一七九五年一〇月二五日（共和四年霧月三日）のドヌッフ法として制定された。

一七九五年一〇月二七日に成立した「総裁政府」(Directoire)ではみるべき公教育改革はなかった。

- (1) M. Gontard, op. cit., p. 134.
- (2) シェイエスは『シェイエス生活白書』(Notice sur la vie de Sieyès)を公刊して自己の行為の弁明を行なっていた。
- (3) J.-J. Chevallier, op. cit., p. 95.
- (4) J. Godechot, op. cit., p. 458.

一 ラカナル法（共和三年霧月二七日のデクレ）の制定および適用

(1) ラカナル法案の提出および審議

新しい公教育委員会は最初ブキエ法の廃止自体は考えておらず、幾つかの条項の修正を考えていた。しかしながら国民公会の新しい統率者たる平原派の議員はこのような細部の手直しに満足せず、家庭に就学義務の拘束とその教員が市民証明書に拘束される国民学校にすべての子供を就学させる拘束という二重の拘束を強制する立法を承認できないという態度を明らかにした。<sup>(1)</sup> 彼等は一七九四年八月三一日の国民公会でブキエ法を攻撃した。教育の状態について、ある者は「公教育は無である」とし、またある者は、「読み書きをもちや学ぶことはできない」とし、他の者は「私は生徒の字(écritures)にも及ばない教師の字を見て恥しかった。国民公会がもっと適当な任命を定めることが必要である」と主張している。<sup>(2)</sup> ついで、幾人かの議員から今や教育の問題を真剣に検討しなければならない旨の主張があり、

説

もはやブキエ法の修正に満足することは不可能になった。

論

そこで、一七九四年一〇月二八日（共和三年霧月七日）に、ラカナルによって国民公会に小学校に関する報告およびデクレ案が提出されたのである。<sup>3)</sup> ラカナルは彼の報告を、「諸君に提案した計画の主要な基礎が昨年の七月一日の会議でロベスピエールの動議によって放棄されていなければ、フランスは今日公教育の空白について嘆き悲しむことはないであろうし、祖国が新しく始まる世代の運命を不安に思うこともないであろう」という言葉で結び、前年度に提出して拒否されたシェイエス＝ラカナル案を再び基本的には復活させることを明らかにしている。

ラカナル小学校法案に対する国民公会の審議は逐条的に十一月一日から行なわれた。そのうち重要な点は次のようである。

まず十一月一六日の審議では、第二章「教育審査委員会」(Jury d'instruction)の第一条によると、教育審査委員会が教員を任命するという事になってしたが、デュラン＝メラヌ(Durand-Mailane)は教育審査委員会が教員の最終的選定権を持つのではなくその名簿提出により家父が選定するように修正することを要求した。これに対して、バレイヨン(Bailion)は「革命政府期間中、そしてその後は人民によって」という語句を付け加える修正案を提出してそれが採択された。<sup>4)</sup>

翌一七日の審議では、私立学校開設の自由を承認した第四章第一五条の規定が問題になった。<sup>5)</sup> モンターニュ派のシャスル(Chasles)は、「もし諸君が私立学校を開設することを許可するならば、公立学校に人が来なくなるという結果になり得る。諸君は両親の意思を強制することを望んでいない。しかしながら、共和主義道徳の中に分裂を放置すべきではないから、私立学校の教員を非常に厳格な政策にそして生徒をより厳格な試験に服しめることによって、あらゆる利益を調和することはできないだろうか」と発言して、公立学校と私立学校の並存から発生する弊害を指摘した。

これに対して、報告担当者のラカナルは、「委員会は解決すべき一つの重大な問題を有していた。それは、社会に負うべきことと自然に負うべきことを調和することを義務づけられていたことである。諸君は、一人の教育のある父親からその子供を育てかつ教育する権能を奪うことができない」と発言して、親の子供を教育する自由の観点から私立学校の自由を正当化して、多数の議員の拍子を得た。さらに、ロンムは共和国教育の重要性を強調して、私立学校に就学する子供も「共通に体育の授業を受ける義務がある」ことを主張した。しかしここで議事進行が叫ばれ、第一五条は原案通り採択された。

一月一八日に、最終的な法文案が読み上げられてから、私立学校の自由についての議論が再び行なわれた。<sup>(6)</sup>デュアム(Duham)がまず立って、私立学校開設の自由承認の効果として、「公立学校が私立学校に対して、かつて有償の学校に対して貧困の学校が有していたのと同じ関係になり、公立学校にはサン＝キュロットの子供だけが行き、金持達は自分達の子供を私立学校へ入れるようになる」ことを恐れることを指摘して、さらに、第一四条によって私立学校の生徒に課される試験も、「この時代に教員がこれらの小さな閣下達(petits messeurs)に思想教育をすることを何物も妨げない」ので、私立学校の弊害をなくするに十分ではないという発言をした。ロンムは、「子供が良い精神の中で育てられ、かつ共和主義の原則が子供に教えられることを確保するために、国の監督が私立学校に加えられなければならない」ことを主張した。ルヴァスール(Lavassur)は、「子供はその両親よりも祖国に帰属する」という原則を提示してから、「祖国は従ってすべての者の教育を差別なく監督しなければならない。私立学校が公立学校と同様に監督され、私立学校で同一の科学、同一の事物のみを子供に学ばせるように両親に同じ教科書を使用することを義務づけなければならない」と主張して、デクレ案を公教育委員会に送付することを主張した。このようなデクレ案に対する反対論に対して、ルコント(Lecomte)・デュボワ＝克蘭セ(Dubois-Crance)・ティボウル(Thibault)・クロウセル

説論

(Clauzel)はそれぞれ、両親の子供を養育する権利を主張して公教育委員会への送付に反対し、反対論は拒けられた。以上のような国民公会の審議過程で特に重要なことは、私立学校の開設の自由に対して、とりわけモンターニュ派の議員から平等な共和教育の観点から最後の抵抗がなされたが、結果は平原派の主張する親の子供に対する教育権に基づく私立学校の自由が承認されたことである。

なお、ラカナル法案提出の直後の一七九四年一〇月三〇日(共和三年霧月九日)に「師範学校設置に関するデクレ」<sup>(7)</sup>(Décret relatif à l'établissement des écoles normales)が制定された。また、一七九五年二月二五日(共和三年風月七日)には「科学、文学および芸術教育のための中央学校設置を内容とするデクレ」<sup>(8)</sup>が制定され、中央学校が設置された。

- (1) M. Gontard, op. cit., p. 134.
- (2) Réimpression de l'Ancient Moniteur, t. 21, pp. 644-645.
- (3) Moniteur, t. 22, pp. 367-368.
- (4) Ibid., p. 515
- (5) Ibid., p. 528
- (6) Ibid., p. 537 et suiv.
- (7) Duvergier, Collection complète des lois..., t. VII, p. 382.
- (8) Ibid., t. VIII, p. 36 et suiv.

(四) ラカナル法の内容

一七九四年十一月一七日(共和三年霧月二七日)の「小学校に関するデクレ」<sup>(9)</sup>(Décret relatif aux écoles primaires)

の内容は次のようになっている。

ラカナル法の第一の特色は、公教育を行なう小学校と私立学校を並存させていることである。「自由な人間に必要な教育を両性の子供に与える目的を有する」(第一章第一条) 小学校が、「共和国の領土に人口により配置される」(同第二条)のである。人口の割合は、「住民千名に一の小学校が設置され」(同第二条)、小学校は男子部と女子部の二部に分かれる(同第三条)。私立学校開設の自由は、「法律は、憲法により構成された当局の監督の下で、市民が有する私立学校(ecoles particulières et libres)を開設する権利にいかなる侵害も与えることはできない」(第四章第一五条)という規定によって承認されている。

第二の特色は、公立小学校が無償であるということである。「教員の宿舍ならびに授業期間中生徒の受け入れのために使用する様に、共和国のすべての市町村において、共和国のために売却されていない旧司祭館(cir-devant presbyteries)が市町村庁の自由に委ねられる」(第一章第五条)ことによって、教員の宿舍と学校施設が確保されるのである。教員の給料は、ブキエ法のように生徒数に比例することなく均一で、男子教員千二百リーヴル、女子教員千リーヴルとなり、人口二万名以上の市町村では、男子教員千五百リーヴル、女子教員千二百リーヴルである(第三章第一〇条)。これに対して私立学校は有償になる。

第三の特色は、ブキエ法のように就学義務違反に対する罰金による制裁はなく、ただ、修学審査に合格しなかった者は公職から排除されるという不利益を受けることになっている。すなわち「公立小学校に就学しなかった若い市民は、若者祝祭日(fête de la Jeunesse)に人民の面前で審査を受ける。もし彼等がフランス市民に必要な知識を有しないと判断されると、彼等は、その知識を獲得するまであらゆる公職から排除される」(第四章第一四条)のである。

第四の特色は、教員の選任についてである。教員は、「人民によって任命される」が、革命政府の期間は、「ディスト



リクト行政庁によって家父のうちから選任される三人の委員によって構成された教育審査委員会によって審査、選出かつ監督される」(第二章第一条)のである。これは国民公会の審議で修正されたところである。教育審査委員会によって選出された教師の任命は、ディストリクト行政庁に服する(第三章第一条)。「ディストリクト行政庁が審査委員会によってなされた任命の確認を拒否した場合には、審査委員会は他の選択をなし得る」(第三章第二条)が、委員会が自己の任命を固執する場合には、行政庁が独自に選択でき、これら二つの選択を最終的には国民公会の公教育委員会が判断して、いずれかを決定する(第三章第三条)。このようにして、教員が人民によって任命されるという原則が具体化されているのである。

第五の特色は、小学校の教育内容が定められ、教師が国民公会によって作成される教科書を使用することが義務づけられていることである。教育内容は、「(1)読み書きと権利義務を喚起する読書例、(2)人権宣言およびフランス共和国憲法、(3)共和主義道徳の基本教育、(4)フランス語の基本、(5)算術および測量の基本、(6)諸自由民族の地理および歴史(7)自然の主要な現象および最も日常的な産物に関する教育」(第四章第一条)である。教科書については、「教員に対して、国民公会の命によって作成されかつ公刊される教科書(livres élémentaires)を生徒に教える義務がある」(第三章第七条)のである。

(1) ラカナル法の正文は、Duvergier, Collection complète de lois..., t. VII, pp. 410-411.

## ハ ラカナル法の適用

ラカナル法の適用についてもやがて重大な困難に遭遇した。<sup>(1)</sup>第一には小学校の配置で、人口千名に一校となったことから、農村部では幾つかの村を一グループにする場合ができて、その場合にどのようにグループ化するかあるい

はどの村に学校を設置するかが重大な問題になり、それが争いの対象になったのである。第二には学校の建物の問題である。ラカナル法により予定された司祭館は大抵の場合自由に使用できる状態になく、それが国に属している場合にも、地方官吏や司祭など他の建物利用者と競合してその調整が困難であった。第三の最も難しい問題は、ブキエ法と同様に教員の問題であった。教育審査委員会は教育の重要性を強調して、候補者を募ったが反響は少なく、候補者の質も劣っていた。アンシャン・レジーム下の多くの教師は自己の嫌悪する政府の使用人になり、宗教教育を禁ずる共和主義教育に従事することを拒否し、また貨幣価値が急速に下落している時期において法によって保障された固定給も魅力あるものではなかった。各審査委員会とも、法によって要求された資質ある教員を集められる状態になく、大部分は審査なしに全員選任されるという状態であった。結局、教師の不足がラカナル小学校法の成功を阻害したのである。第四には、公立学校への就学義務がなくなったことである。大多数の国民は自分の心服しない權威によって選択された教師に子供を委ねるのを止め、私立学校がある場合は私立学校を、私立学校がない場合は無知の方を選んだのである。公立学校は生徒数が減少し、愛国者と貧乏人の子供以外殆んどいないという報告がいたるところで出されている。むしろラカナル法で自由が承認された私立学校が、伝統主義的カトリック的精神を持って、教会の支持両親の信頼を得て発展し始めていくのである。

(一) M. Gontard, op. cit., p. 142 et suiv.

## 二 共和三年憲法の制定

共和三年実月五日(一七九五年八月二二日)憲法は、民主主義思想から遠ざかり、普通選挙および子供のための学校という大革命の教育観念を退けた。共和三年憲法は、一七九一年憲法および一七九三年憲法とは異なり、「人間およ

び市民の権利宣言」ではなく、「人間および市民の権利および義務の宣言」として、「義務」が付け加った宣言を有している。

教育についての規定は、「権利および義務の宣言」の中にはなく、憲法本文の第一〇篇「公教育」(Instruction publique)として置かれている。

まず第二九六条は、「共和国に、生徒が読み書き、算術および道德の基礎を学習する小学校を設置する。共和国は、小学校に奉職する教員の住宅費を支給する。」と規定して公教育の原則を明らかにしているが、この規定では、教育に対する国の義務、共和国の市民を養成する国民教育といったそれまで大革命の成果としてあったものを放棄しており、国は教員の「住宅費」のみを支給するのであるから、他の教育費は親が支払うことを予定している。

上級段階の教育は、「共和国の各地域に、小学校より上級の学校を設置し、その数は少くとも二県に一の割合になる。」(第二九七条)、「共和国全土に、発見を奨励し、技術および科学を完成する任務を持った一の国立アンステイチュを設ける。」(第二九八条)となっている。各教育段階の関係は、コンドルセ計画とは対照的に、「各種の公教育施設は、互いにかなる従属関係も持たず、行政的連絡も持たない。」(第二九九条)となっている。

私立学校開設の自由は、「市民は、私立の教育施設、ならびに科学、文芸および芸術の進歩に協力するための自由な学会を開設する権利を有する。」(第三〇〇条)として、憲法上の承認を受けている。

このような内容を持った「公教育」に関する規定は、共和三年憲法の目的とした、ブルジョアジーに大革命により彼等が手に入れた特権の平和的な享受を確保させる必要性を具体化するものと云うことができる。

三 ドヌッフ法(共和四年霧月三日法)の制定および適用

(4) ドヌッフ報告およびデクレ案の提出

前述したようにラカナル法は適用にあたっての困難に遭遇したので、公教育委員会は国民公会に対して、小学校法の迅速な執行を監督する任務を持った議会の代表を各県に派遣することを要求した。その結果、一七九五年四月七日（共和三年芽月一八日）に、「五名の人民の代表が公教育に関する諸法律の迅速な執行を各県において監督することを内容とするデクレ」<sup>(1)</sup>が制定された。五名の議員代表はそれぞれ地域別に任務を分担して監督にあたった。これは公教育推進のための国の新しい努力として評価できるものであるが、小学校法が直面している政治的、宗教的、財政的次元の老大な困難を解決するのには無力であった。国民公会はここで再び、共和二年霧月の小学校に関するデクレを改正する代りに、学校政策を変更して新しい立法を制定することになるのである。

共和三年憲法制定後約二ヶ月たった一七九五年一〇月一五日（共和四年葡萄月二三日）に、ドヌッフは、一人委員会および公教育委員会を代表して、新しい公教育法案を提出した。国民公会で朗読されたドヌッフの報告の要点は次のようである。<sup>(3)</sup>

新しい法案は、「タレイラン、コンドルセおよび他の数名の著作家の名」において、「彼等の拡散していた思想を集め、それらを共和主義憲法の諸原則に連結させたに過ぎない」のである。ロベスピエールについては、「子供をその父親の腕から引き離し、教育の福利を厳しい隷属にし、自然の最も優しい義務、父性の最も聖なる職務を自分自身で果すことをなし得かつしように望む両親を牢獄と死で脅かす野蛮な条項によって、その馬鹿げた専政の刻印を押す秘密を見出した」として排斥している。

ドヌッフによると、新しい法案の観念はロベスピエールのそれとは異なり、「我々は、まず、諸君に案を提出しなければならぬ法律の自然的限界は何かを探索しなければならないと考え、そして我々は、これらの限界を憲法が諸君に遵守することを命じている個人的権利(droits individuels)の中に見出した」のである。この個人的権利は、家庭教育

の自由、私立学校の自由および教育方法の自由である。すなわち、「我々は、家庭教育の自由 (liberté d'éducation domestique) 私立教育施設の自由 (liberté des établissements particuliers d'instruction) を考え、教育方法の自由 (liberté des méthodes instructives) を付け加えた。というのは、人間の能力を伸ばす技術において、法律が全く近寄ることのできない殆んど無限の数を持った隠れた詳細な部分が存在するからである。それは、単に、その極端な微妙さの中、敢えて云えば立法者の用語が未だ表現方法を有していないことだけではないし、単に、これらの詳細な部分に対して教師が忠実であるかまたは無視しているかが明らかになることが余りに少ないことが常であること、そして、法律がその執行を監督することが不可能なことを命令することは良くないということだけではなく、それは、とりわけ、熟練した官吏の掌中で毎日の経験によって改善をなし得る教育方法をデクレによって承認して決定すべきではないからなのである。ここで、教育方法の自由が認められ、教育方法を立法で決めることは教育という性質上不可能であることが明らかにされている。

法案の内容について説明したドヌッの報告の中で注目すべき点の一つは、小学校および中央学校の成功は、「教師の良選、政府の配慮および教科書の作成」に特に依存していることの指摘である。さらに、国立アンスティチュについては、その計画はタレイランおよびコンドルセから借用されていることを明らかにしている。

このようにして、一七九五年一〇月二五日（共和四年霧月三日）に、公教育の組織に関するいわゆるドヌッ法が国民公会で可決されたのである。

(一) Réimpression de l'Ancient Moniteur, t. 24, p. 160, 2e col.: Duvergier, Collection complète des lois……, op. cit., t. VIII, p. 92.

(二) M. Gontard, op. cit., p. 150.

(3) 『レ・モヌエールの報告』 *Moniteur*, t. 26, pp. 255-256, 259-261.

(4) *Ibid.*, p. 323.

ロ ドヌッフ法の内容

一七九五年一〇月二五日（共和四年霧月三日）の「公教育の組織に関するデクレ」<sup>(1)</sup> (*Décret sur l'organisation de l'instruction publique*)の内容は次のようになっている。

第一の特色は、実定法として始めて全教育段階を公教育として組織化することにある、すなわち、「小学校」(*écoles primaires*) (第一章)、「中央学校」(*écoles centrales*) (第二章)、「専門学校」(*écoles spéciales*) (第三章)、「国立学術アンステイチエ」(*Institut national des sciences et des arts*) (第四章)である。小学校は、「共和国の各カントンに一または複数の小学校が設置される」(第一章第一条)であり、小学校と人口数との割合は法律で規定されていない。中央学校は、中等および高等教育を行なうもので、各県に一つ設置される(第二章第一条)。中央学校は三つの部門に分かれ、第一部門は、一二才以上の生徒に対して製図、自然史、古語および現代語を教え、第二部門は、一四才以上の生徒に対して数学の基本、実験物理および化学を教え、第三部門は、一六才以上の生徒に対して一般文法、文学、歴史および法律を教える(第二章第二条および第三条)。なお、中央学校については、ラカナルによって一七九五年二月二五日（共和三年風月七日）のデクレ<sup>(2)</sup>によってすでに設置が決められていた。専門学校は旧大学学部に対応し、国立学術アンステイチエはコンドルセ計画の再生である。

第二の特色は、小学校が無償でなくなったことである。これは共和三年憲法第二九六条の規定の具体化である。

「小学校の教員はその各々の生徒から、県行政庁によって定められた年給を受ける。」(第一章第八条)のである。ただし生活困窮の場合には、各小学校の生徒の四分の一が授業料を免除される(同第九条)のである。教員は、教室お

よび住宅兼用の建物を国から与えられるだけである（同第六条）。小学校への就学義務も承認されていない。

第三の特色は、小学校の教育内容が簡単になったことである。それまでの各法案にあった人権宣言や憲法の明示がなくなり、共和三年憲法第二九六条の規定を受けて、「読み書き、算術および共和主義道德の基礎」（第一章第五条）になったのである。

第四の特色は、公教育機関の監督について、コンドルセ計画に典型的に見られたような上級教育機関による下級機関の監督という方式が否定されて、地方自治体の行政に委ねられたことである。これはすでに共和三年憲法第二九九条を具体化したものである。「市町村行政庁が小学校を直接監督し、法律および上級行政庁の命令の執行を維持する」（第一章第一条）のである。教師の任命についても、小学校の教員は、県行政庁より任命された三名のメンバーにより構成された教育審査委員会（Jury d'instruction）によって審査され、県行政庁によって任命される（第一章第三条）。中央学校の教授も、教育審査委員会によって審査され選任される（第二章第五条）。それまでの多くの法律および法案にあった家父の教育行政への参加権も認められていないのである。

第五の特色は、「教育の自由」の明文規定はないが、共和三年憲法第三〇〇条での明文の承認を前提としている。「教育の自由」の具体的内容は、前述のようにドヌッフの報告にあった「家庭教育の自由」、「学校開設の自由」および「教育方法の自由」である。

以上五点にわたって検討してきたドヌッフ法は、革命期の公教育立法の最後を飾る立法として、公教育の非宗教性と共和主義教育、教育の自由を維持する点においてはフランス革命の遺産を承継するものである。しかしながら、革命期の公教育理念の基本として存していた教育の義務性およびとりわけ無償性が否定され、教育の行政からの独立がなくなったことは、革命の大きな後退である。これはテルミドールの反動によるブルジョアジーの権力掌握に対応する

もので、万人に平等の教育という理念が破れ、教育が一部の有産者にしか利用されなくなることを可能にするのである。

- (1) エヌ・デュヴェルギエ、Duvergier, *Collection complète des lois,.....*, t. VIII, p. 435 et suiv.  
(2) Ibid., p. 36 et suiv.

(ハ) ドヌッフ法の適用

ドヌッフ法の適用は総裁政府下に行なわれた。総裁政府の最初の二年間を特色づけるのは、公立小学校の瓦解と私立学校の発展である。<sup>(1)</sup> 公立小学校の失敗の原因はラカナル法の場合と同様であるが、政治的、宗教的、財政的状況の進展により事態は一層悪化した。基本的な問題は教員の不足にあった。<sup>(2)</sup> アンシャン・レジーム下の教師は依然として共和国の教育に協力することを拒否し続けた。共和三年より一層教員の状態を悪くしたのは、報酬がそれまで固定給だったのが、ドヌッフ法によって生徒の授業料で支払われることにある。教員には他の生計手段を見出し得なかった若者だけが教育の職を選び、また教師職は全体としていかなる社会的評価も有していなかったことが指摘されている。<sup>(3)</sup> 教育内容が「読み書き、算術、共和主義道徳の基礎」に限定されているために、小学校と中央学校の教育の間に連続性を欠き、「読み書き、算術」を学んだ子供は中央学校の勉強についていけないということを不満に思っていた。<sup>(4)</sup> また、公立小学校で教えられる「共和主義道徳」についても、多くの親とりわけ教会からの反対を受けた。競争試験で選択されて公立小学校で使用されている教科書は、著しく共和主義的であり、カトリックに対する批判を含むものであったために、教会は特に反対したのである。

すでにラカナル法下で始った私立学校の再生は、共和三年憲法による憲法上の承認を得ることによって一層発展し



た。私立学校では「読み書き、算術」の他に、キリスト教教育が行なわれ、「新旧約聖書」、「キリストのまねび」、「教区教理問答」が教科書として使用された。多くの親は子供を公立学校に就学させずに、私立学校へやり、その結果、公立学校では殆んど生徒が集まらなかった。

私立学校を規制する法律がないことから、共和六年になって立法府は私立学校の問題に取り組み始めた。一七九七年一〇月三日（共和六年葡萄月一二日）の五百人院（Conseil des Cinq-Cents）の会議で、シャザル（Chazal）は、「共和国の憎悪の中において市民の子供が教育される学校を告発し、共和国およびその法律への愛を表明しない教員を永久に追放することを要求」した。ついで、一七九八年一月一七日（共和六年雪月二八日）に、リュミニネ（Luminais）が五百人院で、「公立および私立学校に適用される監督措置に関する」報告を行ない、法案を提出した。<sup>(6)</sup>この法案の規定の中で特に議会において問題になったのは、未婚または配偶者を失った者は教員および学校長になることができないとする一条である。反対論者の理由は、「この措置がとりわけ司祭に害を与える」ことであり、「自由および政治に反して憲法違反である」ことである。<sup>(7)</sup>賛否両論の中で結局、法案の議決延期が要求され承認された。未婚者および配偶者を失った者を教育界から排除するということは、聖職者を排除することを意味し、これが議会での反対を招いたのである。

総裁政府のレベルでは私立学校を規制し、公立学校を発展させるため次の措置がとられた。まず、一七九七年一月一七日（共和六年霧月二七日）の「公教育を繁栄させるための措置を内容とする執行総裁政府のアレテ」<sup>(8)</sup>は、公職への候補者に公立学校修了を義務づけた。また、一七九八年二月五日（共和六年雨月一七日）の「私立学校、教育学寮および寄宿学校の監督を内容とする執行総裁政府のアレテ」<sup>(9)</sup>は、共和三年憲法第三五六条の規定による私立学校への監督義務に基づいて、市町村行政庁に対して、月に少くとも一度私立学校を不意に訪問して、「初等教育の基礎とし

て、人権、憲法および国民公会によって採択された教科書」を生徒に使用させているか否か等の監督措置をとることを義務づけた。

このような措置によって、公立学校の生徒数が若干増え、私立学校の生徒数が若干減りはしたが、両者の間の不均衡は依然として巨大であり、結果は取るに足らないものであった。<sup>(10)</sup>

- (1) M. Gontard, op. cit., p. 156 et. suiv.
- (2) Ibid., p. 158.
- (3) L. Grinaud, op. cit., t. III, p. 230 et suiv.
- (4) Ibid., pp. 249-250.
- (5) Réimpression de l'Ancient Moniteur, t. 29, p. 33, 2e col.
- (6) Ibid., p. 137, 2e col.
- (7) Ibid., p. 222, 2e col.
- (8) Duvergier, Collection complète des lois..., t. X, p. 137.
- (9) Ibid., pp. 223-224.
- (10) M. Gontard, op. cit., p. 176.

#### 第四節 第一章のまとめ

第一章で検討を加えたフランス革命期の憲法、法令および公教育計画をまとめた一覧表が別表である。革命期のめぐるましい政治、経済、社会状況の変遷の下で、多くの公教育計画は案のままにとどまり、他のものは法令として議会で可決されても施行されるに至らず、実定法として制定かつ施行されたのは、ブキエ法<sup>(14)</sup>、ラカナル法<sup>(16)</sup>、ドヌウ法<sup>(19)</sup>の三つだけであるが、これら三つの法律も短期間しか適用されず、その適用の結果も成功したわけではない。

説論

そこで、短期的にみれば革命期の公教育作業は失敗したことになる。しかしながらここで重要なことは、革命期において公教育の原則について極めて多種多様な議論が展開され、この公教育の原則がそこで理論的にはほぼ確立されて、その後の歴史的展開の基礎となっていくことである。いずれの公教育計画も理論的な破綻によって消滅したというのではなく、政治権力状況の変化、経済的理由により変転し、実定法の適用を阻害したのも、財政事情、教会の抵抗、とりわけ教師不足によるものであった。革命期の最後に制定されたドヌッフ法は革命期の公教育の原則をかなり後退させたが、これはテルミドールの反動によるブルジョアジーの権力掌握に対応したものであった。

(一) 革命期に確立された公教育の原則の内容

(4) 公教育の原則の確立

国民公会の構成は、右翼のジロンド派、左翼のモンターニュ派および中間の平原派に大別されるが、それらはそれぞれ、コンドルセ計画(4)、ルペルチエ計画(11)およびシェイエス＝ラカナル計画(10)に対応しており、革命期の諸公教育計画は、これら三つの計画に典型的に分類できる。

これら三つの公教育計画に共通しているのは、社会における教育の任務の重要性の認識に立って、無償の公教育とありわけ小学校教育を樹立して、非宗教的な共和国教育を行なうことである。無償の公教育の原則は、憲法上は、一七九一年憲法(1)、ジロンド憲法草案(7)、一七九三年憲法(9)によって承認されており、小学校の無償については、ドヌッフ法を例外にすれば、他の公教育計画のいずれもがこの点について一致している。教科書の競争試験は実定法化(10)された。つまり、革命期に確立された公教育の原則は、アンシャン・レジーム下の教会による教育の独占を排除して、公立学校による公教育を組織するということである。

(四) 主要三公教育計画の特色

公教育の原則の大枠の中での具体的な点については、三つの公教育計画それぞれが特色をもって、歴史にその足跡を残していった。

まず第一に、ジロンド派のコンドルセ計画(4)は、何よりもまず公教育の自由に力点を置き、自由主義的色彩が強いものである。すなわち、思想の自由の尊重から公教育を「知育」に限定して「訓育」を家庭に委ね、真理教育から人権としての公教育の執行権からの独立をはかり、国立学院を頂点とする上級教育機関による下級機関の監督によって公教育の管理を行ない、最終的には、教育を「すべての権力のうちで最も腐敗することが少なく」、「知力の進歩を阻害することが最も少ない」議会に依存させることによって、公教育の自由を確保しようとするものである。ランテナス案(5)はその小学校部分であり、ロムム計画(6)は基本的にはコンドルセ計画を継承するものである。

第二に、モンターニュ派のルベルチェ計画(11)は、コンドルセ計画とは対照的に共和国の平等教育を強調するものである。平等教育は「訓育」を内容とし、学寮で「同一の食事、同一の衣服」まで支給される完全に無償の教育が義務とされるのである。モンターニュ憲法は、人権として「共通教育」をすべてのフランス人に保障し、ルベルチェ計画は、すべての子供に「国民教育を受ける権利」を承認しているのである。

第三に、シェイエス・ラカナル計画(10)は、公教育を初等教育に限定し、親の子供を養育する自然権の尊重から私立学校の自由を強調する点に特色があるが、全体としてコンドルセ計画やルベルチェ計画のようにある原則を基礎にして公教育を体系化しているというより、その中間派としての政治的立場が示すように現実との対応を重視している。事実、国民学校を監督する任務を持った中央公教育委員会が、原案では「執行府」に従属することになっていたのが、モンターニュ派の反対に会って「立法府」に従属するように修正されたのも、その原則的な立場の不明確性を物語っている。

⑤ 実定三公教育法の特徴

第一のブキエ法<sup>(4)</sup>は、モンターニュ派政権下に制定されたことから、公教育の義務性の承認においてルベルチエ計画を継承するものであるが、他方、平原派の影響により市民の学校開設の自由を承認し、公教育の監督も市町村庁と両親の両方によることになっている点など、全体としてモンターニュ派と平原派との妥協の産物である。

第二のラカナル法<sup>(6)</sup>は、シェイエス<sup>II</sup>ラカナル計画の再生であるが、テルミドル期の初めに制定されたために、モンターニュ派の影響も残り、就学義務はその未修了者を公職から排除することによって間接的に認められたが、公立小学校と私立小学校との並存については、公立学校を無にする主張するモンターニュ派最後の抵抗は退けられた。

第三のドヌウ法<sup>(9)</sup>は、テルミドル反動によって支配権を確立したブルジョワジーによって、共和三年憲法を具体化したものである。革命期の公教育理念の基本にあった教育の無償性が否定され、教育の行政からの独立がなくなつた点において、革命の大きな後退であるが、共和主義教育と公教育の非宗教性、教育の自由とりわけ「教育方法の自由」を前提にしている点においては、革命期の公教育計画の延長線上に位置するものである。

(二) 諸権利主体によって分類した教育の自由の内容

教育の自由の主体として、革命期には、親、教師、国民および子供がでてくる。この四者の権利は互いに密接な関係を持っており、複合的な関係にある。

(1) 親の教育の自由

ルベルチエ計画<sup>(1)</sup>にあった「子供は共和国に属する」という考え方を除くと、他の計画は多かれ少かれ自然から与えられたいわば自然権としての親の子供を教育する権利を承認している。親の子供を教育する権利は、第一に、教師を選任する権利、第二に、学校の管理へ参加する権利、第三に、教師（学校）を選択する権利として具体化されてい

る。

第一の教師を選択する権利は、小学校段階の教員の選任について、親が「家父集会」という団体を構成して、一定の機関より提出された教員適格者名簿から教員を選任する(コンドルセ計画(4)、ロナム計画(6)、ロナム小学校法(13)(C)) ことである。

第二の学校の管理へ参加する権利は、五二名の評議会による初等教育施設の管理(ルベルチエ計画(11)(A))、国民学校の教育と生徒の行為と授業の監督(ロナム小学校法(13)(D))、市町村庁との共同の監督(ブキエ法(14))である。

第三の教師(学校)選択の自由は、家庭の思想の自由、宗教の自由を根拠にし、私立学校開設の自由に結びついている。

#### (四) 教師の教育の自由

教師の教育の自由は、コンドルセ計画に最も典型的にみられるが、その内容は、第一に、執行権からの教育権の独立、第二に、教育内容および教育方法の自由、第三に、学校開設の自由である。

第一の教育権の独立については、革命期においては執行権からの独立を意味し、最終的に立法権に従属することは否定されていない。ミラボオ計画(2)が人民の選挙によって選任される執政官に公教育を従属させ、コンドルセ計画(4)が上級教育機関により下級機関を監督させ、ロナム計画(6)が執行権からの独立を主張し、シェイエス・ラカナル計画修正案(10)(B)は立法府に従属した中央公教育委員会に公教育の管理を行なわせることにしている。

第二の教育内容および方法の自由は、いずれの公教育計画も、初等教育についての共和主義教育の内容の大綱を法律で定め、その教育内容を教師に義務づける教科書を市民の競争試験に付して議会が選定することを認めており、その大枠の中での自由である。ただし、コンドルセ計画(4)にあっては、「教授法を完成すること」が国立学術院の任務に

なっている。

第三の学校開設の自由（家庭教育の自由を含む）は、タレイラン計画(3)、コンドルセ計画(4)、シェイエス・ラカナル計画(10)、ルベル・チェ計画のブールドン修正案(11)(B)およびダントン提案(11)(C)、ブキエ法(14)、ラカナル法(10)、ドヌウ法(19)で承認されている。私立学校においては、教育内容および方法は全く自由である。

#### ㊦ 国民の教育の自由

国民の教育の自由は、第一に、私立学校開設の自由、第二に、教科書の競争試験への応募(19)によって具体化される。

#### ㊧ 子供の教育を受ける権利

子供の教育を受ける権利を明文で承認しているのは、ルベル・チェ計画(11)(A)で、「すべての子供は国民教育を受ける権利を有し」ていることから、親の子供に教育を受けさせる義務を引き出している（デクレ案「一般規定」第三条）。その他子供の就学義務を課したのはブキエ法(14)である。公教育の無償性は少くとも小学校については、ドヌウ法(19)以外全部肯定しており、その基礎にあるのは、共和国の平等な教育および教育の機会均等を子供に保障するという考え方である。

(1) サニヤックによると、親に子供を教育する自由を認めるといふことは、親権というものが子供の利益においてのみ行使されることを革命期では前提にしている（Ph. Sagnac, *La législation civile de la Révolution française*, réimpression de l'édition de Paris 1898, Glashütten in Taunus, 1971, p. 310）からである。また「親の権利は家庭が国家から独立した自然的結社であるという結果でてくるものである。サニヤックによると、「革命期の人間の指導的観念」は、「家庭を何よりも国家から独立して、政治団体と同様に自由と平等によって支配される一の結社（association）にすること、そしてこの点において、家庭が唯一の自然的なものであることを理由に家庭を特権的な結社にすること」であり、そこで、「国家は家庭に最小限度しか介入しない」（ibid., p. 305）のである。

<別表>

フランス革命期における憲法・法令および主要な公教育計画一覧表

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 1791年憲法<br>1791年9月3日可決  | <p>&lt;憲法制定議会&gt; (1789年7月～1791年9月30日)</p> <p>(イ)人権宣言第11条「思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである。」 (ロ)第1篇『憲法によって保障される基本規定』「すべての市民に共通で、教育のうちすべての人に不可欠の部分について無償の『公教育』が創設され、かつ、組織される。その施設は、王国の区分と結合された関係において段階的に配置される。」</p>                                                           |
| (2) ミラボオ計画<br>死後1791年中に出版   | <p>(イ)国民教育案 (ロ)国民教育が執行権ではなく、人民の選挙によって選任される執政官に従属 (ハ)教える権利を商業の自由の一種として承認</p>                                                                                                                                                                                                |
| (3) タレイラン計画<br>1791年9月10日提出 | <p>(イ)小学校、地区学校、県学校、国立アンスティチュの4段階組織 (ロ)国王により任命される公教育一般委員会による公教育の管理 (ハ)小学校の無償性 (ニ)教科書は競争試験に付され、国立アンスティチュの審査により国民議会が決定 (ホ)私立学校の自由の承認</p>                                                                                                                                      |
| (4) コンドルセ計画<br>1792年4月9日提出  | <p>&lt;立法議会&gt; (1791年10月1日～1792年9月20日)</p> <p>(イ)小学校、中学校、アンスティチュ、リセ、国立学術院の5段階組織 (ロ)上位教育機関による下位教育機関の監督 (ハ)全教育段階の無償性 (ニ)公教育の執行権からの独立と最終的には議会への従属 (ホ)思想の自由に根拠を有する人権の一種としての公教育の独立 (ヘ)小学校教員は家父集会により、中学校教員は市町村総評議会により選任 (ト)小学校の教科書は競争試験に付すること (チ)「知育」への公教育の限定 (リ)私立学校の自由の承認</p> |
| (5) ランテナス案<br>1792年12月12日提出 | <p>&lt;国民公会&gt; (1792年9月21日～1795年10月26日)</p> <p>&lt;ジロンド期&gt;</p> <p>コンドルセ計画の小学校部分</p>                                                                                                                                                                                     |



説  
論

(6) ロンム計画

イ)小学校、中学校、アンスティチュ、リセの4段階組織 ロ)全段階の無償性 ハ)執行権に対する公教育の独立 ニ)立法府が教育に関する人民の権利の擁護者 ホ)下級段階の教員は家父集会により選任

(7) ジロンド憲法草案  
1793年2月15日提出

イ)権利宣言第4条「すべての人間は、自己の思想および自己の意見を表明することが自由である。」 ロ)同23条「初等教育は、すべての者の必要であり、社会はそのすべての構成員に等しくその義務を負っている。」

(8) 小学校設置に関するデクレ  
1793年5月30日可決

<モンターニュ期>

(9) モンターニュ憲法  
1793年6月24日可決

イ)人権宣言第7条「出版の方法でまたはその他すべての方法でその思想および意見を表明する権利、平和に集会する権利、祭祀の自由な実行は、禁止することができない。」 ロ)同22条「教育はすべての者の必要である。社会は、そのすべての権限により公共的理性の進歩を助長し、教育をすべての市民の手の届くところに置かなければならない。」 ハ)憲法本文122条「普通教育」をすべてのフランス人に憲法が保障すること。

(10) シェイエス＝ラカナル計画  
(A) 原案 1793年6月26日提出

イ)公教育を国民学校で行なわれる初等教育のみに限定し、上級教育は私人に委ねること ロ)私立学校の自由の承認 ハ)中央公教育委員会および視学局による国民学校の管理 ニ)中央公教育委員会の執行府への従属

(B) 修正案 1793年7月1日印刷

原案のニ)について、中央公教育委員会で立法府へ従属に修正

(11) ルベルチエ計画

イ)子供に国民教育(男子5才～12才、女子5才～11才)を受ける権利を承認し、親に就学義務を課すこと ロ)公教育の完全な無償性 ハ)「訓育」を内容とすること ニ)52名の親の評議会による国民教育の監督 ホ)教科書、教育方法を競争試験に付し、国民公会が選定すること

(A) 原案 1793年7月13日朗読、同29日デクレ案として提出

(B) ブウルドン修正案  
1793年8月1日提出

イ)共通教育を7才～14才の希望者に限定 ロ)平等学寮および小学校は、家父の監督の下に置かれること ハ)教師および家庭の父親の審査を条件とする家庭教育の自由の承認

- (C) ダントン提案  
1793年8月13日可決、同年10月19日取消
- (12) パリ県の請願に基づく1793年9月15日のデクレ、9月15日可決、翌16日停止
- (13) 共和2年霧月の諸デクレ（ロンム小学校法）
- (A) 1793年10月21日の「公教育の組織および市町村における初等学校の配置に関するデクレ」
- (B) 1793年10月26日の補足デクレ
- (C) 1793年10月28日の「初等学校の配置および教員の最初の任命に関するデクレ」
- (D) 1793年10月30日の「初等学校デクレ補足デクレ」および「国民学校の監督についてのデクレ」
- (14) ブキエ法—1793年12月19日の「公教育の組織に関するデクレ」
- (15) 教科書に関する諸デクレ
- (A) 1793年6月13日の「国民教育用教科書作成のための競争試験開催に関するデクレ」

(1) 子供を共和国の費用で養育する施設をつくること (2) 共通教育学寮への入寮任意 (3) 私的教師による教育の自由の承認

中学校、アンスティチュ、リセの3段階の上級段階の公教育組織

(1) 初等児童学校、中等児童学校、青年学校の3段階組織 (2) 初等学校の無償性 (3) 市民および人間としての権利義務、職業準備教育を教育内容とすること (4) 教科書を競争試験に付すること

初等学校の無償性

初等学校の教員の任命は、「愛国心と良俗において秀れた知識人」によって構成された5名の委員会によって審査され、この委員会が教育適格者名簿を作成して、家父集会が任命すること

国民学校の監督については、教員と生徒の習俗と行為、授業に関しては家父が、建物と物件については市町村庁が行なうこと

(1) 第1段階の教育の公教育化とその無償性 (2) 公教育の義務教育化と罰金によるその制裁 (3) 市民の学校開設の自由の承認 (4) 公教育の市町村庁および両親による監督 (5) 「人権、憲法、英雄的または有徳的行為一覧表」を教育内容とすること (6) 同上の教育内容を競争試験に付され国民公会により選定された教科書により拘束

- (B) 1794年1月28日の「公教育用著書のた  
めの競争試験を命ずるデクレ」  
(C) 1794年7月6日の「競争試験に付する  
教科書審査委員会構成員を任命するデ  
クレ」

<テルミドール期>

- (16) ラカナル法—1794年11月17日の「小学校  
に関するデクレ」

(イ)小学校につき公立学校と私立学校の並存 (ロ)私立学校の自由の承認 (ハ)公立小  
学校の無償性 (ニ)就学義務については、公職よりの排除によって間接的に認める  
こと (ホ)教員の選任は人民により、ただし革命政府期は、ディストリクト行政庁  
が任命した教育審査委員会によること (ヘ)人権宣言、憲法、共和主義道徳等の教  
育内容を、国民公会によって作成された教科書によって教師に義務づけること  
中央学校の設置

- (17) 1795年2月25日の「科学、文学および芸  
術教育のための中央学校設置を内容とす  
るデクレ」

- (18) 共和3年憲法  
1795年8月22日可決

憲法本文第10篇「公教育」

(イ)小学校(296条)、上級学校(297条)、国立アンスティチュ(298条)の設  
置 (ロ)「各種の公教育施設は、互いにいかなる従属関係も持たず、行政的連絡も  
持たない」(299条) (ハ)「市民は、私立の教育施設、ならびに科学、文芸およ  
び芸術の進歩に協力するための自由な学会を開設する権利を有する」(300条)

- (19) ドヌッ法—1795年10月15日の「公教育の  
組織に関するデクレ」

(イ)小学校、中央学校、専門学校、国立学術アンスティチュの4段階組織 (ロ)小学  
校の無償性の廃止 (ハ)就学義務なし (ニ)自治体行政庁による公教育の監督 (ホ)教  
育内容を「読み書き、算術および共和主義道徳の基礎」に限定 (ヘ)教育の自由  
(家庭教育の自由、学校開設の自由、教育方法の自由)の承認 (ト)小学校教員の  
選任は、教育審査委員会により審査し、県行政庁により任命、中央学校は教育審  
査委員会によって審査、選任されること